

令和5年度版(令和4年度のまとめ)

年次報告書

—環境白書—

令和6年3月

 宇 土 市

はじめに

近年、大気や水質の汚染など自然環境の破壊、廃棄物の増加、地球温暖化やPM2.5の問題など、多種多様に及ぶ環境問題が全世界的に深刻化しています。

また、従来の公害問題に加え、近隣騒音や廃棄物の投棄など日常生活や地域に密接した環境問題も喫緊の課題となっています。さらに、相次ぐ大規模自然災害を受けて、再生可能エネルギーや省エネルギー化などにも関心が高まってきており、わたしたちを取り巻く環境問題は刻々と変遷をしております。

本市は、有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれています。私たちは、先人が残してくれたこの豊かな自然を守り、次の世代へ引き継いでいくことはもとより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことが求められています。

その実現に向け、本市では、平成14年4月に市の環境都市づくりの基本理念を定めた宇土市環境基本条例を制定。さらに、平成16年3月には、この条例に基づき宇土市環境基本計画を策定し、平成31年3月には新たな課題に対応する施策を盛り込んだ第3次宇土市環境基本計画を策定しました。また、令和元年度から熊本中枢連携都市圏において全国初の共同での地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を行っており、令和2年度に策定を完了しました。さらに、令和2年1月には、CO₂排出ゼロを目指すことを宣言しました。

本報告書は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、本市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、主に令和4年度における状況を取りまとめたものです。

本報告書を一人でも多くの市民の皆さまに御高覧いただき、本市の環境の状況及び施策の取組等について、関心と理解を一層深めていただければ幸いです。

令和6年3月

宇土市長 元松 茂樹

目 次

| | ページ |
|-----------------------|-----|
| 第1章 宇土市の概要 | |
| 1. 位置及び地勢 | 1 |
| 2. 人口及び世帯 | 2 |
| 3. 気象 | 2 |
| 4. 産業構造 | 3 |
| (1) 産業別就業人口 | |
| (2) 事業所数、従業員数、製造品出荷額等 | |
| 5. 土地利用 | 4 |
| (1) 地目別土地利用状況 | |
| (2) 都市計画用途区域 | |
| 6. 上水道 | 5 |
| 7. 汚水処理 | 6 |
| 第2章 公害の概要 | |
| 1. 公害の種類 | 7 |
| 2. 公害苦情の状況 | 7 |
| 3. 公害の監視・測定体制 | 8 |
| (1) 大気汚染の監視体制 | |
| (2) 水質汚濁の監視体制 | |
| 4. 協定締結状況 | 9 |
| 第3章 大気汚染 | |
| 1. 環境基準 | 10 |
| 2. 測定結果 | 10 |
| 3. 測定物質の概要 | 11 |
| 第4章 水質汚濁 | |
| 1. 水質汚濁に関する環境基準 | 12 |
| (1) 人の健康の保護に関する環境基準 | |
| (2) 生活環境の保全に関する環境基準 | |
| 2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準 | 15 |
| 3. 水道水質基準（飲用基準） | 16 |
| 4. 河川水測定結果 | 17 |
| (1) 船場川 | |
| (2) 大坪川 | |
| (3) 潤川 | |
| (4) 網津川 | |
| (5) 網田川 | |
| 5. 地下水測定結果 | 21 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第5章 騒音・振動 | |
| 1. 騒音に係る環境基準・規制基準 | 2 3 |
| (1) 騒音に係る環境基準 | |
| (2) 騒音に係る規制基準 | |
| (3) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度 | |
| 2. 振動に係る環境基準 | 2 5 |
| (1) 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の基準 | |
| (2) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の基準 | |
| 3. 特定施設・特定建設作業の届出状況 | 2 6 |
| (1) 騒音規制法に基づく届出状況 | |
| (2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況 | |
| (3) 振動規制法に基づく届出状況 | |
| 第6章 悪臭、土壌汚染、化学物質 | |
| 1. 悪臭防止法に基づく県規制状況 | 3 3 |
| 2. 土壌の汚染に係る環境基準 | 3 6 |
| 3. 化学物質 | 3 8 |
| 第7章 廃棄物処理 | |
| 1. ごみ処理の状況 | 3 9 |
| (1) ごみの収集 | |
| (2) 有料指定袋の種類と販売価格 | |
| (3) 家庭ごみ量の経年推移 | |
| (4) 搬入ごみ処理手数料 | |
| 2. 資源ごみの分別収集 | 4 0 |
| (1) 資源ごみの収集品目 | |
| (2) 資源ごみ収集量の推移 | |
| 3. プラスチック製容器包装ごみの分別収集 | 4 1 |
| 4. 収集運搬許可業者・処分許可業者一覧 | 4 2 |
| (1) 収集運搬許可業者一覧 | |
| (2) 処分許可業者一覧 | |
| 5. し尿処理の状況 | 4 3 |
| (1) し尿処理施設 | |
| (2) 公共下水道 | |
| (3) 漁業集落排水施設 | |
| (4) 浄化槽 | |

| | |
|---------------------------|-----|
| 第 8 章 地球環境問題への取組 | |
| 1. 地球温暖化防止実行計画 | 4 8 |
| 2. 環境マネジメントシステム（EMS）への取組 | 4 9 |
| (1) 市の取組 | |
| (2) 環境マネジメント自己宣言 | |
| (3) 環境マネジメントシステムの適用範囲 | |
| (4) 適用規格 | |
| (5) 環境方針 | |
| (6) 環境管理体制 | |
| (7) 環境基本計画と環境マネジメントシステム | |
| 3. 環境学習 | 5 5 |
| 4. 環境に関する活動 | 5 5 |
| 5. 広報活動（広報うと掲載内容） | 5 7 |
| 第 9 章 市の取組 | |
| 1. 環境基本計画 | 5 8 |
| (1) 計画策定の背景 | |
| (2) 計画の構成 | |
| 2. エコライフ計画 | 6 0 |
| (1) エコライフ計画 | |
| 3. 宇土市環境審議会 | 6 0 |
| (1) 審議会の概要 | |
| (2) 審議会委員 | |
| 4. 進行管理 | 6 1 |
| (1) 環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況 | |

第1章 宇土市の概要

1. 位置及び地勢

宇土市は、熊本県のほぼ中央部、広大な熊本平野の南部に位置しており、宇土半島の山々を南に連ね、北西には有明海、北には緑川河口の肥沃な土地が広がる温暖で自然豊かな都市です。

また、多種多様な海の生き物と広大な干潟という特徴を持つ有明海に面し、緑川下流部に平野と宇土半島に連なる山々に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。なかでも、環境省の名水百選に選ばれた「轟水源」や、同じく渚百選に選ばれた「御輿来海岸」は、本市のシンボルになっており、優れた自然と宇土城跡や網田焼窯跡に代表される歴史的な文化遺産が数多く点在しています。

現在の市街地は、古くは宇土藩3万石の城下町として発展し、その街並みも今に受け継がれ、情緒漂う都市景観を形成しています。

このような自然や文化に対する市民意識は高く、後世へ残したい地域の遺産として保全、活用を行うなど様々な市民主体の取組が行われています。また、本市は陸海の交通の要衝地にあるため、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。

現在も、県内の主要道路や鉄道が集中しており、通勤や通学、買物、余暇活動などの日常生活において交通の利便性が高い住みやすい都市です。

◆宇土市役所の位置

| 名称 | 所在地 | 東経 | 北緯 |
|-----|---------------|--------------|-------------|
| 宇土市 | 熊本県宇土市浦田町51番地 | 130° 39' 31" | 32° 41' 14" |

◆市域・面積

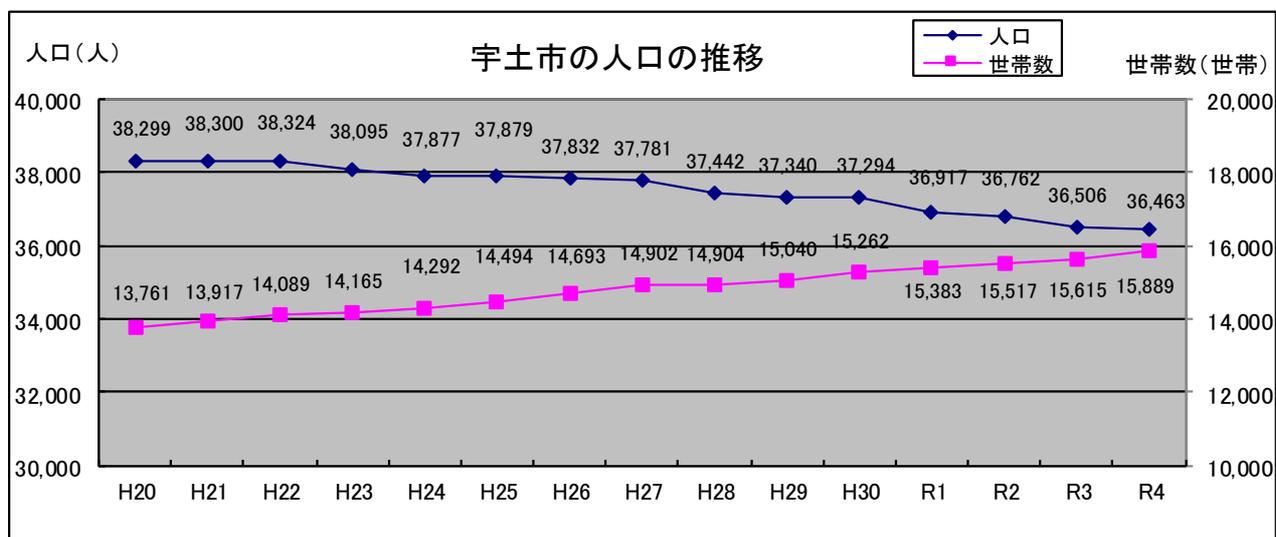
| 東西 | 南北 | 面積 |
|--------|-------|----------------------|
| 20.4km | 7.9km | 74.30km ² |



宇土市の位置

2. 人口及び世帯

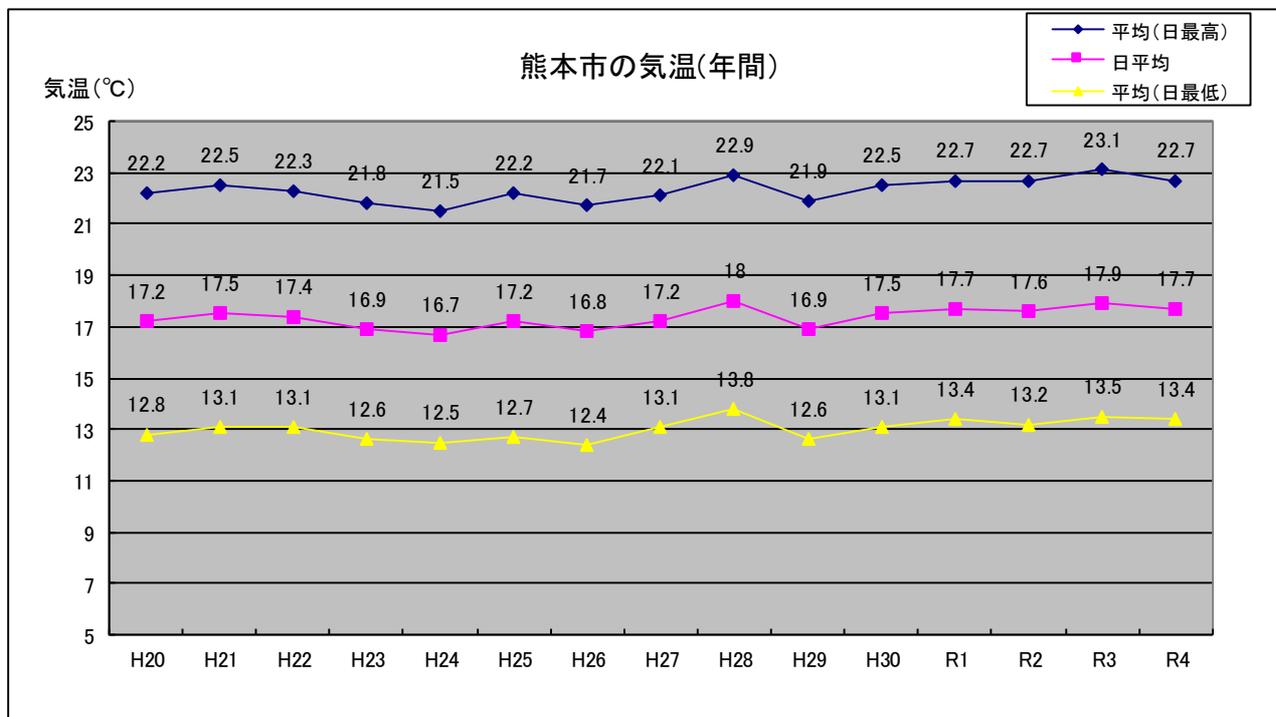
宇土市の人口は、平成 23 年以降、減少傾向にあります。しかし、世帯数は依然増加傾向がみられます。



資料：宇土市市民課／住民基本台帳（毎年 3 月 31 日現在）

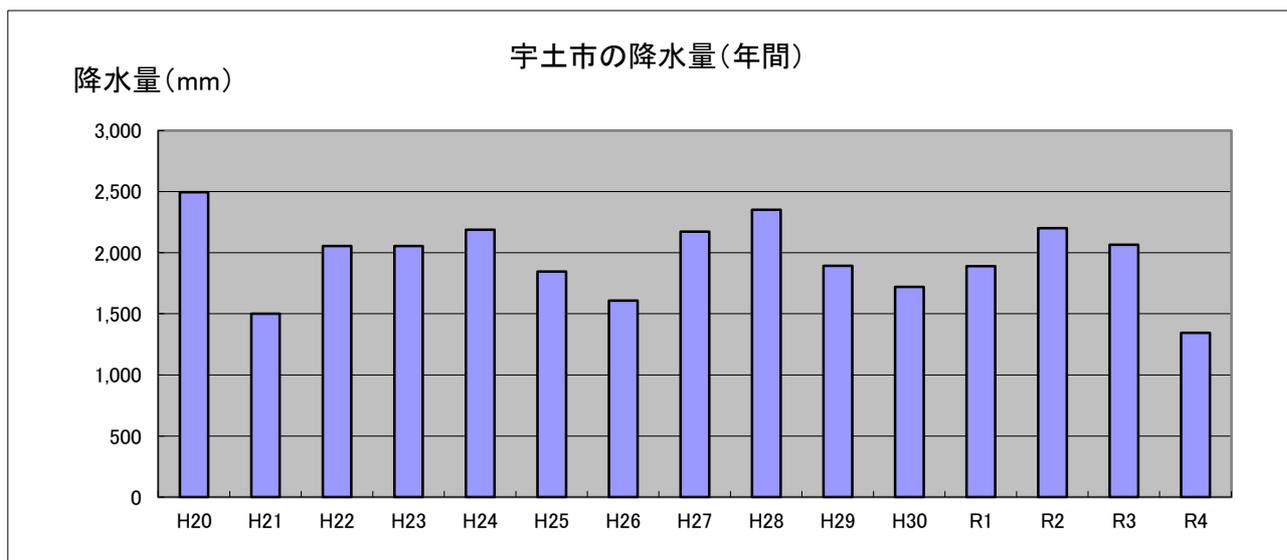
3. 気象

宇土市の気候は内陸型に分類され、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい気候となっています。令和 4 年の年間降水量は 1,343 mm でした。



資料：気象庁ホームページ

注) 宇土市の気温データがないため隣接する熊本市のデータを記載しています。

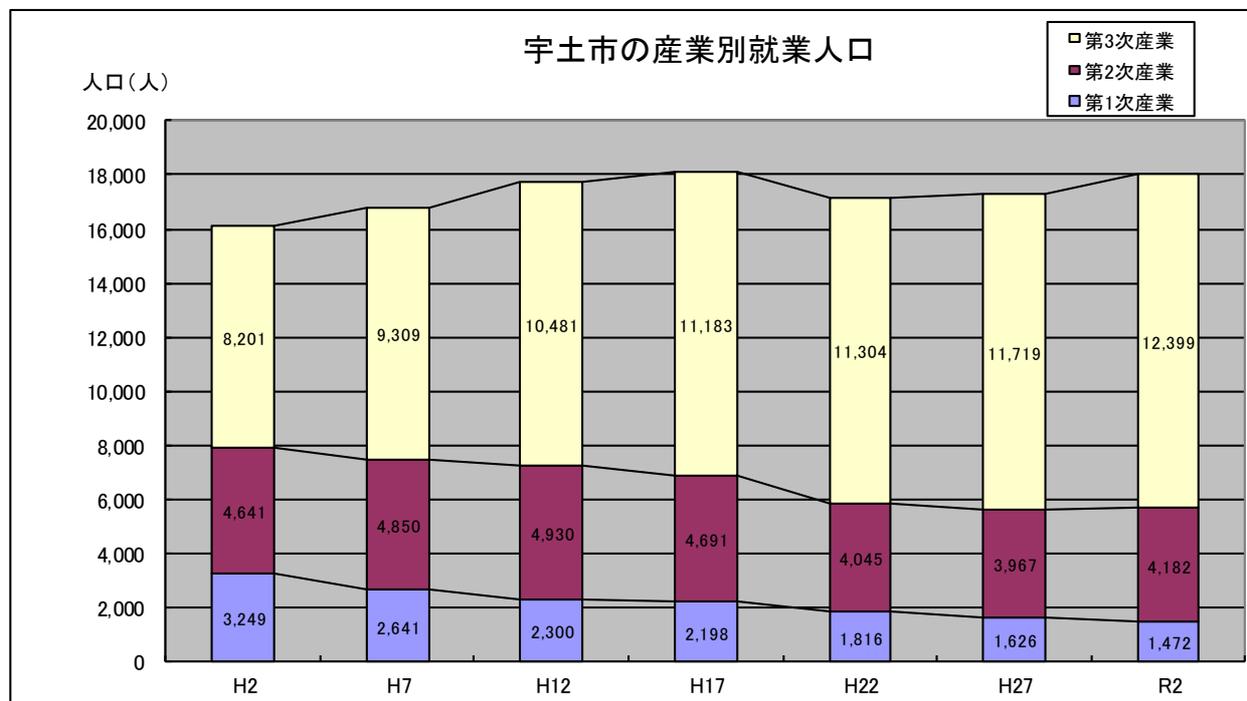


資料：気象庁ホームページ

4. 産業構造

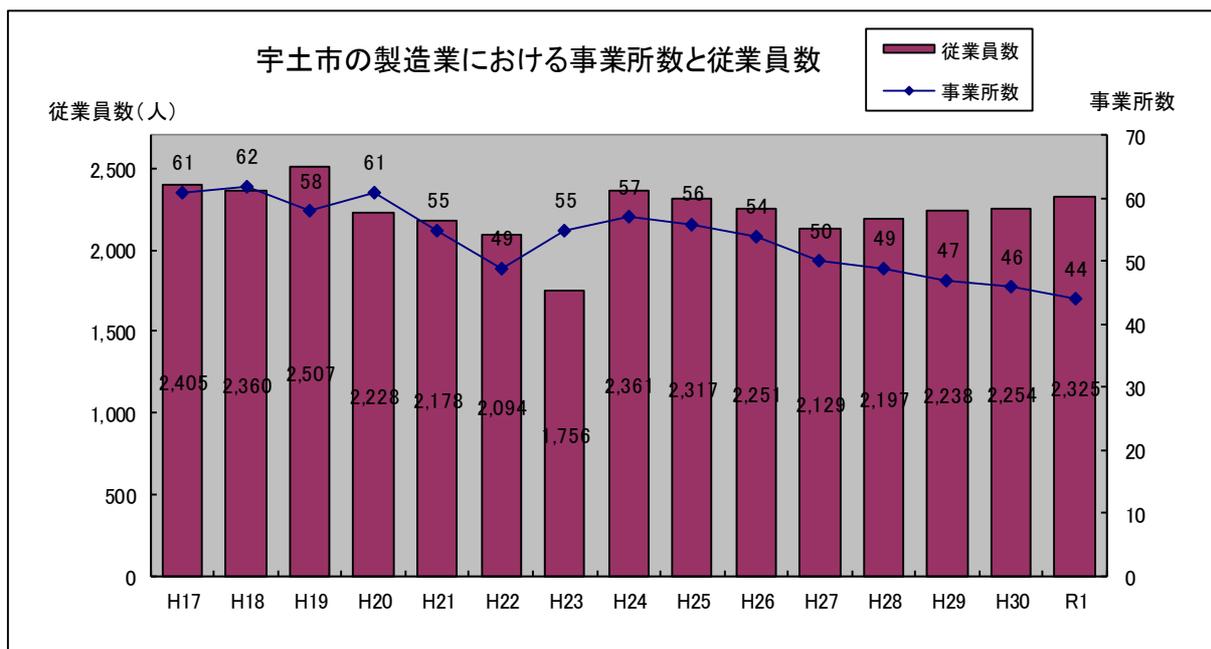
宇土市の産業構造は、サービス業や卸売・小売業を主とする第3次産業が中心となっており、令和2年における国勢調査では全体の約7割を占めています。

(1) 産業別就業人口



資料：国勢調査

(2) 事業所数、従業員数、製造品出荷額等

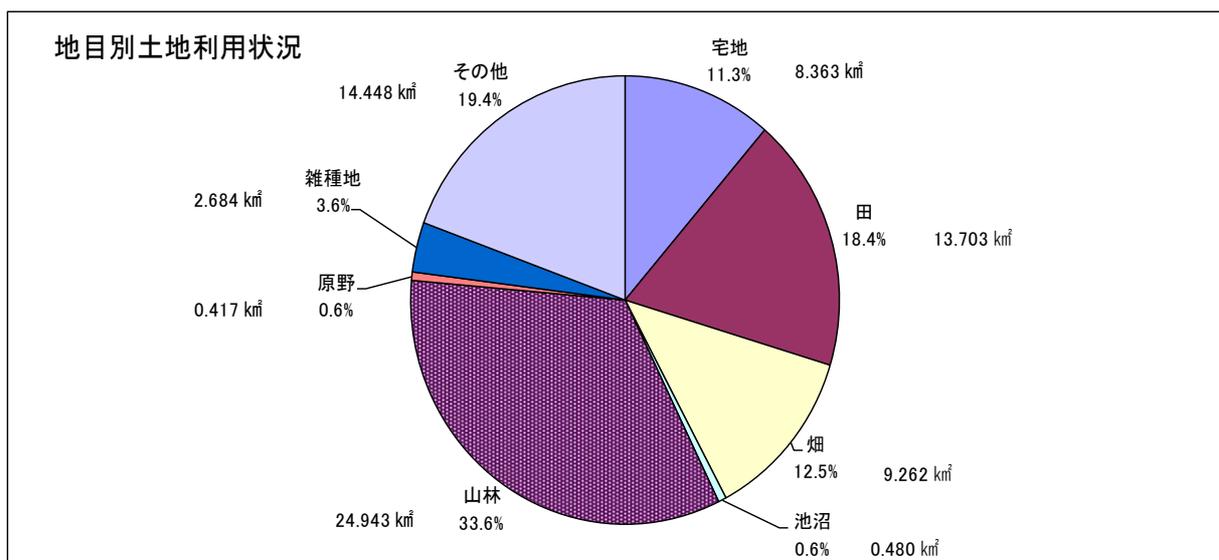


資料：経済産業省 工業統計調査表、令和元年経済センサス
注) 事業所は4人以上の事業所が対象です。

5. 土地利用

宇土市の令和4年度における土地利用状況で最も多い地目は山林の24.943 km²で、市全体の約34%を占めています。続いて田の13.703 km²、畑9.262 km²、宅地8.363 km²の順となっています。

(1) 地目別土地利用状況



資料：宇土市税務課／固定資産概要調書（令和5年1月1日現在）

(2) 都市計画用途区域

令和5年3月31日現在

| 区 分 | | 面積 (ha) | 構成比 (%) | |
|------------------|--------------|---------|---------|------|
| 用 途 地 域 | 第1種低層住居専用地域 | 36 | 7.1 | 50.9 |
| | 第1種中高層住居専用地域 | 135 | 26.7 | |
| | 第2種中高層住居専用地域 | 0 | 0 | |
| | 第1種住居地域 | 65 | 12.9 | |
| | 第2種住居地域 | 16 | 3.2 | |
| | 準住居地域 | 5 | 1.0 | |
| | 近隣商業地域 | 47 | 9.3 | 14.1 |
| | 商業地域 | 24 | 4.8 | |
| | 準工業地域 | 62 | 12.3 | 35 |
| | 工業地域 | 77 | 15.2 | |
| | 工業専用地域 | 38 | 7.5 | |
| | 合計 | 505 | 100 | 100 |
| | 都市計画区域 | | 1,832 | — |

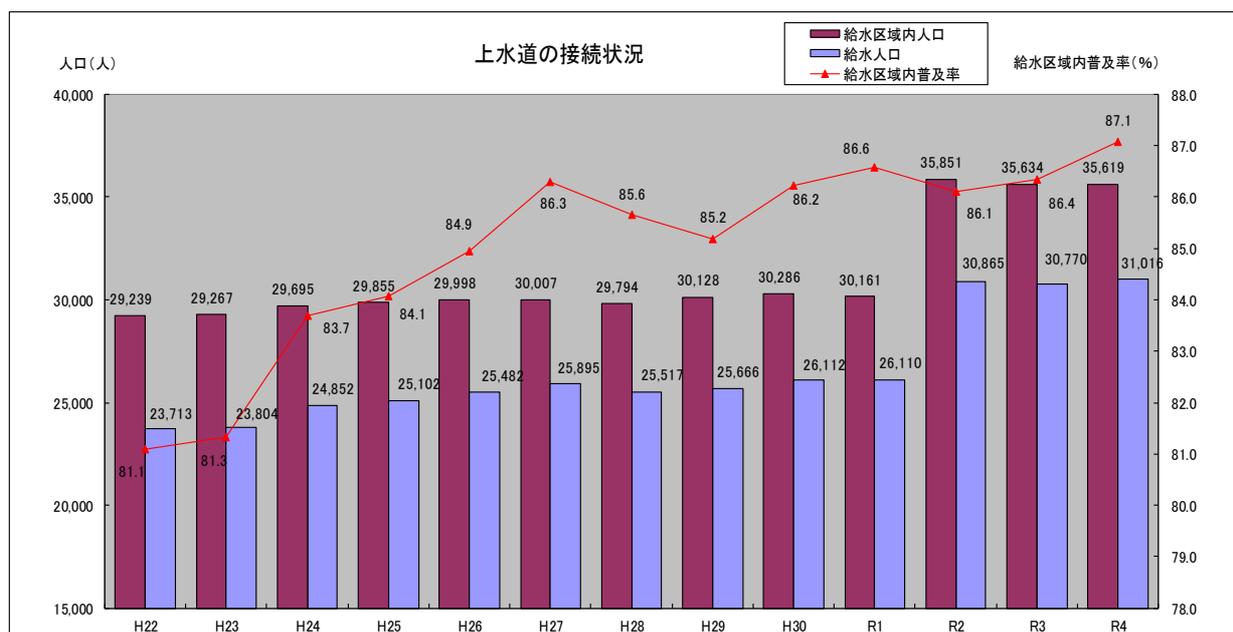
資料：宇土市都市整備課

6. 上水道

令和4年度における宇土市の上水道の普及状況は、給水区域内人口 35,619 人、現在給水人口 31,016 人となっており、給水区域内普及率にして 87.1%となっています。

平成28年度から平成29年度にかけての給水区域内普及率の低下は熊本地震により家屋が被災したことで水道使用の廃止が増加したことによるものです。令和元年度から令和2年度にかけての人口の増加や給水区域内普及率の低下は、総務省から上水道と簡易水道を統合するとの通達により人口を統合したことによるものです。

資料：宇土市上下水道課

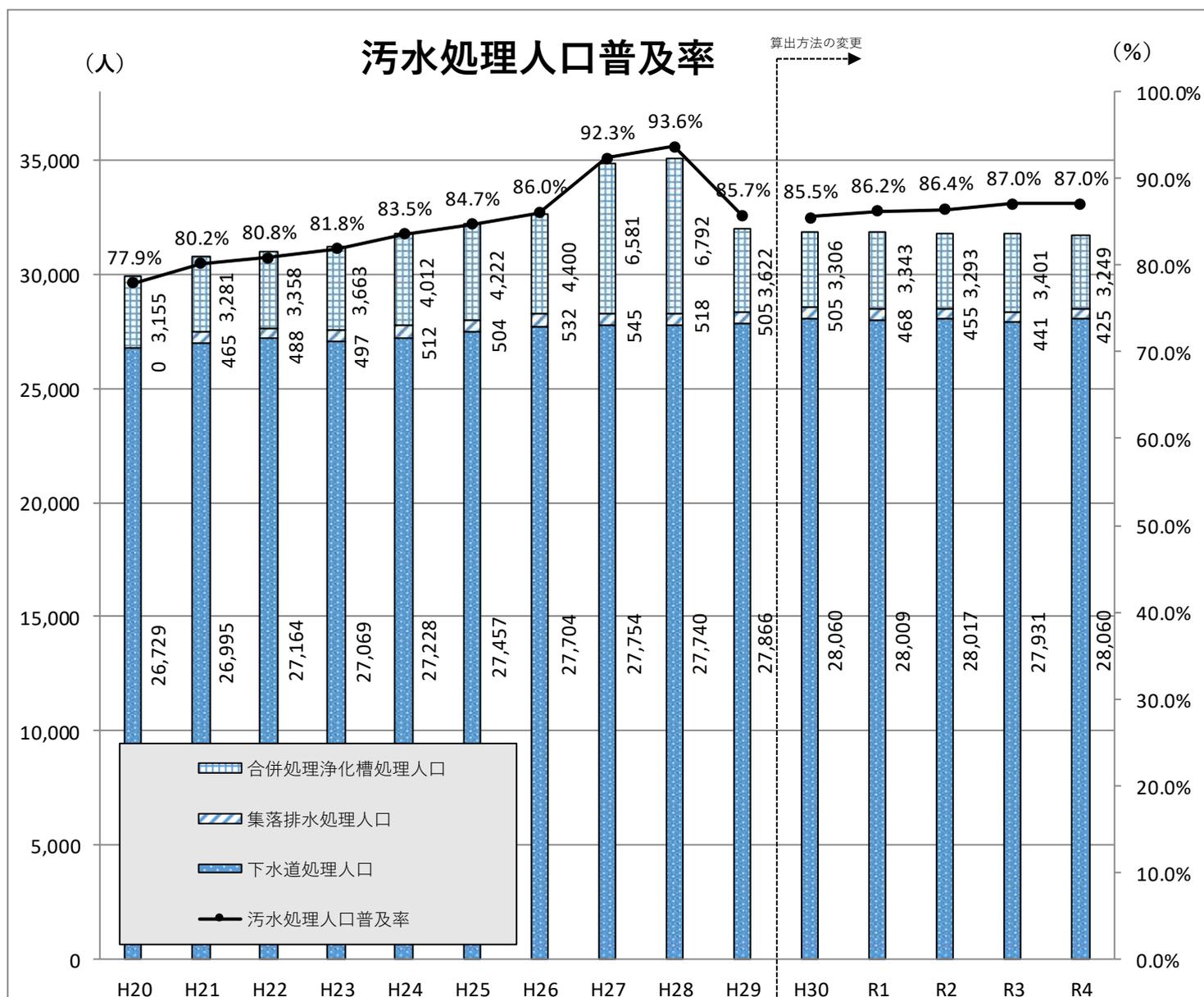


*給水区域内普及率…上水道（旧簡易水道含む）の整備人口を給水区域内の行政人口（住民基本台帳人口）で除した指標です。

7. 汚水処理

令和4年度末における宇土市の汚水処理人口（下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設の整備人口）は31,734人であり、内訳は下水道処理人口28,060人、集落排水処理人口425人、合併処理浄化槽処理人口3,249人です。また、汚水処理人口普及率は87.0%です。

資料：宇土市環境交通課／汚水処理人口調査



*汚水処理人口普及率…下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設の整備人口を行政人口（住民基本台帳人口）で除した指標です。

第2章 公害の概要

1. 公害の種類

環境基本法第2条第3項では、「『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と規定しています。

いわゆる「典型7公害」に関する規定ですが、本書では、公害を「人の健康又は生活環境に係る被害」という広い観点からとらえ、公害の種類を典型7公害とそれ以外とに分けています。

2. 公害苦情の状況

| 年度 | 典型7公害 | | | | | | | 左記以外 | | 合計 |
|-----|-------|------|------|----|----|------|----|------|-----|----|
| | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | 廃棄物 | その他 | |
| H20 | 0 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| H21 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| H22 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| H23 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| H24 | 1 | 5 | 0 | 9 | 2 | 0 | 5 | 2 | 0 | 24 |
| H25 | 13 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 8 | 0 | 27 |
| H26 | 11 | 5 | 0 | 5 | 1 | 0 | 1 | 12 | 0 | 35 |
| H27 | 5 | 5 | 0 | 3 | 2 | 0 | 3 | 15 | 1 | 34 |
| H28 | 6 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 1 | 20 |
| H29 | 8 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 2 | 12 | 0 | 29 |
| H30 | 15 | 4 | 0 | 10 | 2 | 0 | 6 | 18 | 0 | 55 |
| R1 | 15 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 20 | 0 | 41 |
| R2 | 13 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 8 | 9 | 0 | 35 |
| R3 | 18 | 4 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | 8 | 0 | 40 |
| R4 | 16 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 3 | 11 | 0 | 36 |

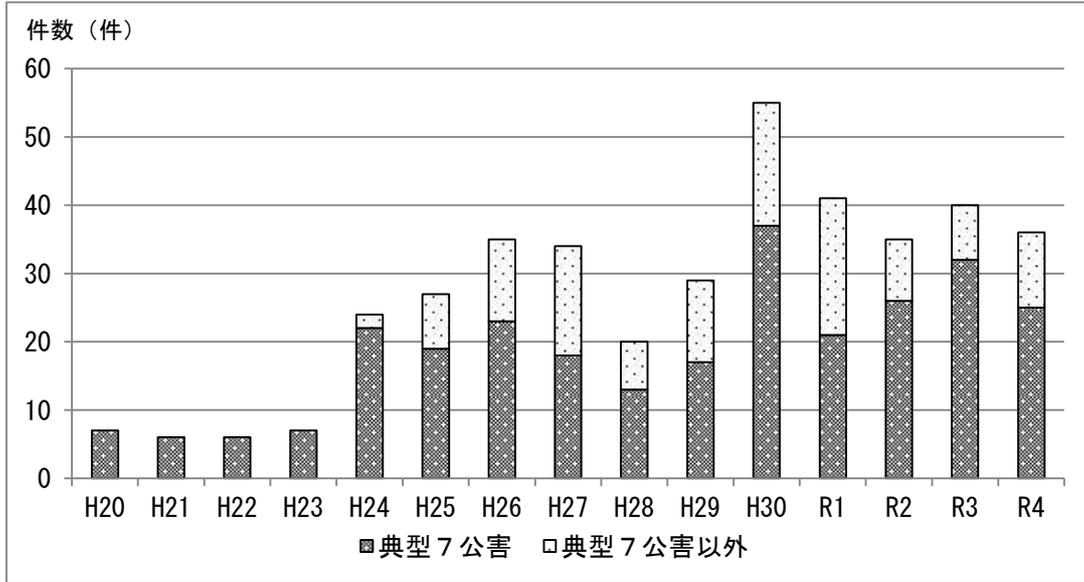
※H25から大気汚染に野焼きを含めています。

資料：宇土市環境交通課【公害苦情調査】

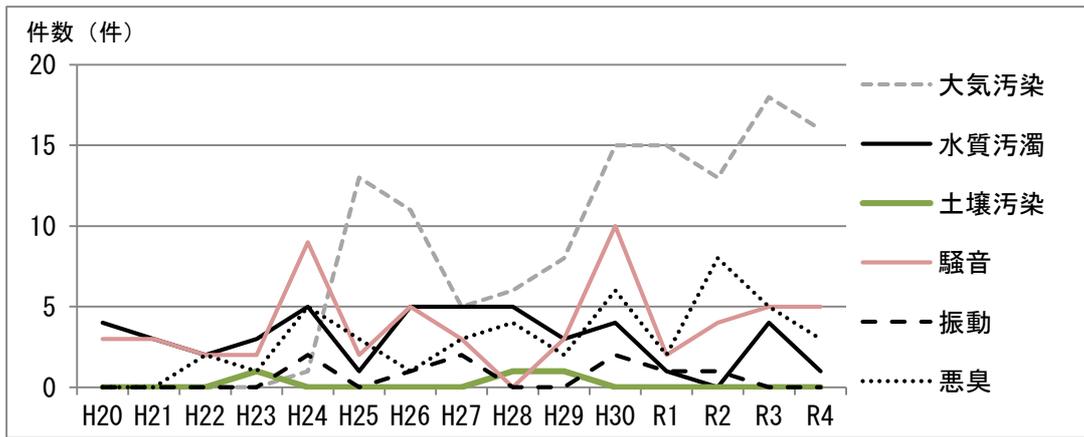
令和4年度における公害苦情件数については、昨年度より減少しています。多かったのは、大気汚染に関する苦情であり、大気汚染の16件中14件が野焼きに対する苦情でした。騒音については、工場によるものが5件中1件となっています。それぞれの苦情に対しては、現地へ出向き、原因者等への指導等を行いました。

また、廃棄物投棄について、投棄者が判明した場合は宇城警察署に相談し、警察から指導を行いました。投棄者が不明の場合は、土地所有者へ説明を行い、今後、不法投棄されないよう看板の設置等を提案しました。なお、不法投棄の件数が増加してきているため年間通じて市内の不法投棄パトロールを増やしています。

● 公害苦情件数の推移



● 典型7公害の種類別苦情件数



注)「地盤沈下」は苦情件数がないため表示していません。

3. 公害の監視・測定体制

(1) 大気汚染の監視体制 (大気汚染防止法第22条関係)

① 大気汚染常時監視測定局設置状況

宇土市 測定局名：宇土運動公園 所管【熊本県】

(窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、風向風速)

② 大気汚染常時監視測定局属性名

測定局名：宇土運動公園

用途地域：住居地域

所在地：宇土市旭町 375 番地

測定点：地上 高さ 4m

(2) 水質汚濁の監視体制（水質汚濁防止法第15条関係ほか）

①河川水常時監視

緑川・浜戸川（国土交通省）

網田川・網津川・船場川・潤川・大坪川（宇土市）

②地下水常時監視

定点監視（熊本県・宇土市）

汚染地区監視（熊本県・宇土市）

4. 協定締結状況

| | 協定の名称 | 相手方 | 締結年月日 | 最終改正年月 |
|----|--------|--|----------------------|-----------|
| 1 | 公害防止協定 | (株)三和化学研究所 | S46.2.18 | |
| 2 | 公害防止協定 | 三笠産業(株) | S48.11.29 | |
| 3 | 公害防止協定 | (株)ユーエムテック | S49.1.10 | |
| 4 | 公害防止協定 | 大谷塗料(株) | S51.4.15 | |
| 5 | 公害防止協定 | 九州大豆食品協業組合 | S57.8.21 | |
| 6 | 公害防止協定 | 大王パッケージ株式会社 九州事業部 | S60.6.11 | |
| 7 | 公害防止協定 | 日本エフ・アール・ピー(株) | H3.1.18 | |
| 8 | 公害防止協定 | (株)カネムラエコワークス | H11.6.24 | H14.6.7 |
| 9 | 公害防止協定 | (株)新菱 | H13.2.1 | |
| 10 | 公害防止協定 | (株)三和マテリアル | H13.4.12 | |
| 11 | 公害防止協定 | 真空埋化器械(株) | H13.4.27 | |
| 12 | 公害防止協定 | (株)田崎鶏卵 | H14.2.1 | |
| 13 | 公害防止協定 | (株)大日技研 | H14.10.18 | |
| 14 | 環境保全協定 | 大阪製鐵(株)西日本製鋼所 | S48.10.18 | H21.2.2 |
| 15 | 環境保全協定 | 日本合成化学工業(株) 三菱ケミカル株式会社 技術部 熊本工場 (日本合成化学工業(株)が三菱ケミカル株式 会社と合併したため、締結したもの) | S44.9.30 R1.8.20 | H18.5.22 |
| 16 | 環境保全協定 | 株式会社 LSIメディエンス 株式会社 LSIM安全科学研究所 (株式会社 LSIメディエンスが分社化したた め、締結したもの) | S60.12.17 R3.1.29 | S61.10.13 |
| 17 | 環境保全協定 | (株)キタグチ | H19.1.10 | |
| 18 | 環境保全協定 | (有)緒方清掃 | H20.4.1 | |
| 19 | 環境保全協定 | (有)ラバーズ | H20.6.1 | |
| 20 | 環境保全協定 | (有)タカハマオートサービス | H20.10.1 | |
| 21 | 環境保全協定 | ミツバ商会 | H21.1.5 | |
| 22 | 環境保全協定 | 九州大日精化工業(株)熊本事業所 | H22.3.8 | |
| 23 | 環境保全協定 | 株式会社 有明通商 | H23.1.14 | |

※H18年度から協定の名称を変更しています。

資料：宇土市環境交通課

第3章 大気汚染

1. 環境基準

環境基本法第16条では、環境基準とは「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とされています。これは、行政目標であり、施策の総合的かつ適切な実施により、その確保に努めなければなりません。熊本県では、熊本県が設置している一般環境測定局において、大気汚染物質のうち二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）についての常時監視測定が行われています。これらの物質の環境基準は次のとおり定められています。

| 物 質 | 評価方法 |
|-------------|--|
| 二酸化硫黄 | 【長期的評価】年間にわたる日平均値の2%除外値が0.04 ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】連続して又は随時行った測定について、1時間値が0.1 ppm以下で、かつ1時間値の日平均値が0.04 ppm以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 【長期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が0.06 ppm以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppm以下であること。 |
| 炭化水素 | オキシダントの日最高0.06 ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間値平均値が0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲にあること。 |
| 浮遊粒子状物質：SPM | 【長期的評価】年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1 mg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が0.1 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.2 mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1 mg/m ³ 以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 【長期的評価】1年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。 【短期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が35 μg/m ³ 以下であること。 |

出典：熊本県環境保全関係基準集
熊本県環境生活部 大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書

2. 測定結果

測定局：宇土運動公園（宇土市旭町375番地）地上高さ4m

| 物 質 | 評価方法 | 測定値 (令和4年度) | 環境基準 の評価 |
|-----------------------------------|--|----------------|-------------|
| 窒素酸化物 (二酸化窒素：NO ₂) | 【長期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が0.06 ppm以下であること。 | 0.013 | 達成 |
| 光化学オキシダント：O _x | 昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppm以下であること。 | 0.083 | 非達成 |
| 浮遊粒子状物質：SPM | 【長期的評価】年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1 mg/m ³ 以下でありかつ、日平均値が0.1 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。 | 0.033 | 達成 |
| 1時間値の最高値 1日平均値の最高値 | 【短期的評価】連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.2 mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1 mg/m ³ 以下であること。 | 0.102 0.045 | 達成 |
| 微小粒子状物質： PM2.5 | 【長期的評価】1年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。 | 12.6 | 達成 |
| | 【短期的評価】年間にわたる日平均値の98%値が35 μg/m ³ 以下であること。 | 26.3 | 達成 |

出典：熊本県環境生活部 大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書第58報から抜粋

宇土運動公園測定局における測定の結果、光化学オキシダントのみ非達成でした。なお、光化学オキシダントについては、測定した県内全ての局（24局）で非達成であり、全国的にほとんど環境基準を達成できていないため、国が広域的な取組を行っています。

3. 測定物質の概要

| 物 質 | 発 生 源 |
|----------------------------|---|
| 窒素酸化物:NO _x | <p>大気中の窒素酸化物には、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)の他に亜酸化窒素、無水亜硝酸、四酸化窒素、無水硝酸なども存在します。</p> <p>NO_xは自然の大気中にも、0.006 ppm程度(都市部)存在しますが、ほとんどが物質の燃焼過程から発生しています。</p> |
| 光化学オキシダント:Ox ※【光化学スモッグ】 | <p>光化学オキシダントは、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート【PAN】など酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)から光化学反応により生成します。光化学反応生成物には、このほかにもホルムアルデヒド(HCHO)、アクロレイン(CH₂CHCHO)などのアルデヒド類や二酸化窒素(NO₂)など多様な化合物がありますが、これらは光化学オキシダントとしてカウントされません。</p> <p>光化学スモッグは、特殊な気象条件下で光化学反応生成物がエアロゾル(煙霧質)等を増加させて発生するスモッグ(Smoke+Fog=Smog)のことです。従って、光化学スモッグ中には、光化学オキシダントによる化合物のみでなく、他の光化学反応生成物も全て含まれることとなります。</p> |
| 浮遊粒子状物質:SPM | <p>SPMは、Suspended Particulate Matterで、直訳すると「浮遊している粒子物質」となります。通常、「浮遊粒子状物質」と呼んでいますが、大気環境調査では大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が10 μm以下の微細な粒子のことを指しています。</p> <p>大気中の浮遊粉じんには、土壌の舞い上がり、海塩粒子、黄砂等自然要因によるもののほか、石油や石炭などの燃焼、土石や鉱物などの機械的処理(破碎、摩砕、選別など)、自動車走行に伴う道路ダストの舞い上がり等人為的要因により発生するものがあります。</p> |
| 微小粒子状物質:PM _{2.5} | <p>浮遊粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm以下のものをいいます。ディーゼル車などから直接排出される「一次粒子」と、大気中での光化学反応などによって、硫酸酸化物などのガス成分から作られる「二次粒子」に分類されます。</p> |

| 項 目 | 媒 体 | 基準値 |
|--|-----|------------------------------|
| ダイオキシン類 | 大 気 | 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 備考 | | |
| 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 | | |
| 2 基準値は、年間平均とする。 | | |

出典：環境省ホームページ

第4章 水質汚濁

1. 水質汚濁に関する環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目 | 基 準 値 |
|---|---------------|
| カドミウム | 0.003 mg/ℓ以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 六価クロム | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/ℓ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/ℓ以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/ℓ以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/ℓ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/ℓ以下 |
| チウラム | 0.006 mg/ℓ以下 |
| シマジン | 0.003 mg/ℓ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/ℓ以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| セレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ以下 |
| ふっ素 | 0.8 mg/ℓ以下 |
| ほう素 | 1 mg/ℓ以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/ℓ以下 |
| 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 | |

出典：環境省ホームページ

| 項 目 | 媒 体 | 基 準 値 |
|---|---------------|-----------------|
| ダイオキシン類 | 水質（水底の底質を除く。） | 1 pg-TEQ/ℓ 以下 |
| | 水底の底質 | 150 pg-TEQ/ℓ 以下 |
| 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は、年間平均とする。 | | |

出典：環境省ホームページ

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

①海域

ア

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---|-----------------|-----------------------|----------------|------------------------|-------------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 | n-ヘキサン 抽出物質(油 分等) |
| A | 水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 2 mg/ℓ以下 | 7.5 mg/ℓ 以上 | 300 CFU/100mℓ 以下 | 検出されないこと。 |
| B | 水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 3 mg/ℓ以下 | 5 mg/ℓ以上 | — | 検出されないこと。 |
| C | 環境保全 | 7.0以上 8.3以下 | 8 mg/ℓ以下 | 2 mg/ℓ以上 | — | — |
| 備考 | 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mℓ以下とする。 2. 省略 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーを数えることで算出する。 | | | | | |

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|---|------------|-------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く) | 0.2 mg/ℓ以下 | 0.02 mg/ℓ以下 |
| II | 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く) | 0.3 mg/ℓ以下 | 0.03 mg/ℓ以下 |
| III | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く) | 0.6 mg/ℓ以下 | 0.05 mg/ℓ以下 |
| IV | 水産3種 工業用水 生物生息環境保全 | 1 mg/ℓ以下 | 0.09 mg/ℓ以下 |
| 備考 | 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 | | |

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
- 3) 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

②河川（湖沼を除く）

| 項目 類型 | 利用目的の 適 応 性 | 基 準 値 | | | | |
|----------|---|------------------|-------------------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道 1 級・自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1 mg/ℓ 以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 7.5 mg/ℓ 以上 | 20 CFU/100ml 以下 |
| A | 水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2 mg/ℓ 以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 7.5 mg/ℓ 以上 | 300 CFU/100ml 以下 |
| B | 水道 3 級・水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3 mg/ℓ 以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 5 mg/ℓ 以上 | 1,000 CFU/100ml 以下 |
| C | 水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄 に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5 mg/ℓ 以下 | 50 mg/ℓ 以下 | 5 mg/ℓ 以上 | — |
| D | 工業用水 2 級・農業 用水及び E の欄に 掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8 mg/ℓ 以下 | 100 mg/ℓ 以下 | 2 mg/ℓ 以上 | — |
| E | 工業用水 3 級・環境 保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10 mg/ℓ 以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2 mg/ℓ 以上 | — |
| 備考 | <p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。</p> <p>5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準じる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p> | | | | | |

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項 目 | 基 準 値 |
|---|---------------|
| カドミウム | 0.003 mg/ℓ以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 六価クロム | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/ℓ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ以下 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 0.002 mg/ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/ℓ以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/ℓ以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/ℓ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/ℓ以下 |
| チウラム | 0.006 mg/ℓ以下 |
| シマジン | 0.003 mg/ℓ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/ℓ以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| セレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ以下 |
| ふっ素 | 0.8 mg/ℓ以下 |
| ほう素 | 1 mg/ℓ以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/ℓ以下 |
| 備考 | |
| 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 | |
| 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 | |
| 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 | |
| 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | |
| 5 六価クロムにおいて令和4年4月より「0.05 mg/ℓ以下」から「0.02 mg/ℓ以下」に改正。 | |

出典：環境省ホームページ

| 項 目 | 基 準 値 |
|--|--------------|
| ダイオキシン類 | 1 pg-TEQ/ℓ以下 |
| 備考 | |
| 1 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 | |
| 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 | |

出典:環境省ホームページ

3. 水道水質基準（飲用基準）

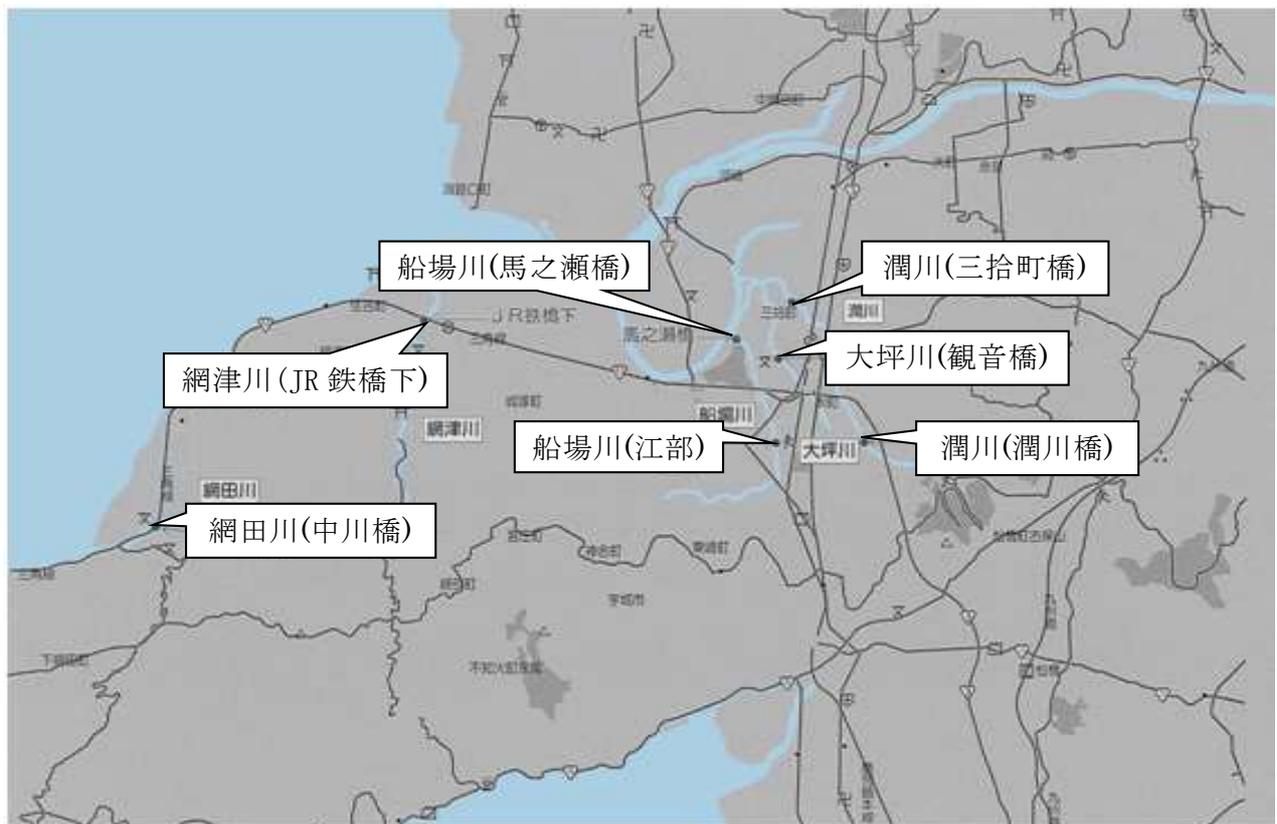
| | 項 目 | 基 準 値 | 備考 |
|----|------------------------------------|-----------------------|----|
| 1 | 一般細菌 | 1mlの検水で形成される集落数が100以下 | |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと。 | |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 0.003 mg/ℓ以下 | |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 0.0005 mg/ℓ以下 | |
| 5 | セレン及びその化合物 | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 8 | 六価クロム化合物 | 0.02 mg/ℓ以下 | |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04 mg/ℓ以下 | |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10 mg/ℓ以下 | |
| 12 | フッ素及びその化合物 | 0.8 mg/ℓ以下 | |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | 1.0 mg/ℓ以下 | |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ以下 | |
| 15 | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/ℓ以下 | |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ以下 | |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ以下 | |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 20 | ベンゼン | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 21 | 塩素酸 | 0.6 mg/ℓ以下 | |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02 mg/ℓ以下 | |
| 23 | クロロホルム | 0.06 mg/ℓ以下 | |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03 mg/ℓ以下 | |
| 25 | ジブromクロロメタン | 0.1 mg/ℓ以下 | |
| 26 | 臭素酸 | 0.01 mg/ℓ以下 | |
| 27 | 総トリハロメタン | 0.1 mg/ℓ以下 | |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03 mg/ℓ以下 | |
| 29 | ブromジクロロメタン | 0.03 mg/ℓ以下 | |
| 30 | ブromホルム | 0.09 mg/ℓ以下 | |
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08 mg/ℓ以下 | |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 1.0 mg/ℓ以下 | |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | 0.2 mg/ℓ以下 | |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 0.3 mg/ℓ以下 | |
| 35 | 銅及びその化合物 | 1.0 mg/ℓ以下 | |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | 200 mg/ℓ以下 | |
| 37 | マンガン及びその化合物 | 0.05 mg/ℓ以下 | |
| 38 | 塩化物イオン | 200 mg/ℓ以下 | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------|--|
| 39 | カルシウム, マグネシウム等(硬度) | 300 mg/ℓ以下 | |
| 40 | 蒸発残留物 | 500 mg/ℓ以下 | |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2 mg/ℓ以下 | |
| 42 | ジェオスミン | 0.00001 mg/ℓ以下 | |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール | 0.00001 mg/ℓ以下 | |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02 mg/ℓ以下 | |
| 45 | フェノール類 | 0.005 mg/ℓ以下 | |
| 46 | 有機物(TOC) | 3 mg/ℓ以下 | |
| 47 | pH値 | 5.8以上8.6以下 | |
| 48 | 味 | 異常でないこと。 | |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと。 | |
| 50 | 色度 | 5度以下 | |
| 51 | 濁度 | 2度以下 | |

出典:厚生労働省ホームページ

4. 河川水測定結果

宇土市では毎年、船場川(2地点)、大坪川(1地点)、潤川(2地点)、網津川(1地点)、網田川(1地点)の水質調査を実施しています。調査は四半期毎に1回、年4回行っており、環境基本法に基づく浜戸川の類型Bを準用して評価しています。



河川水調査位置図

(1) 船場川

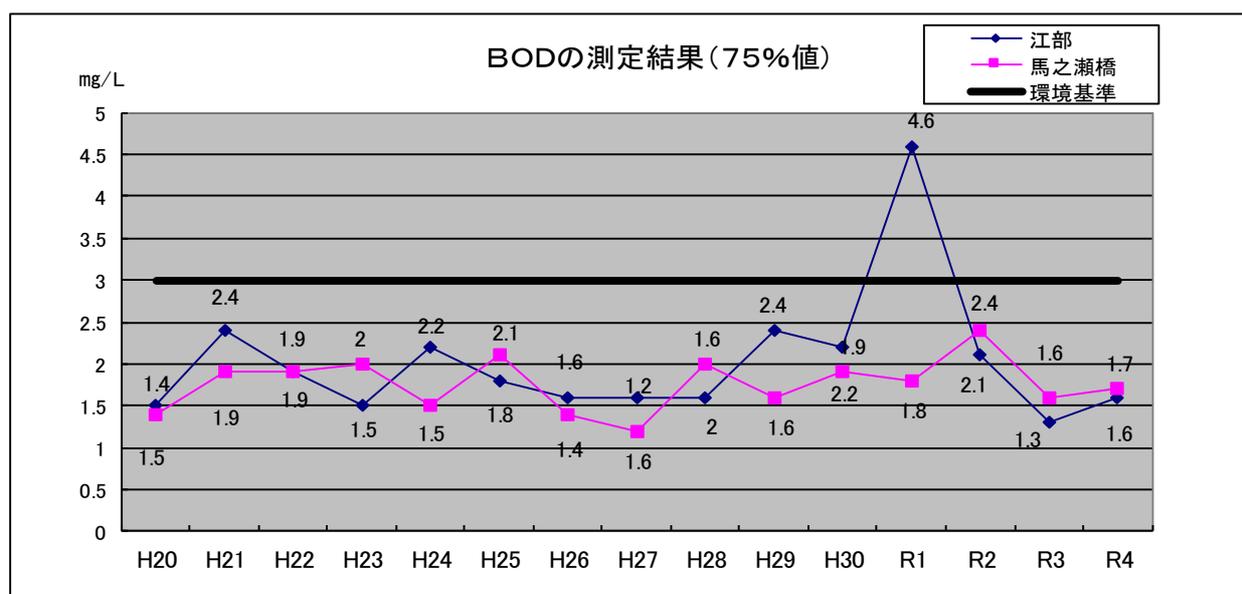
令和4年度では、馬之瀬橋地点で浮遊物質量（SS：水の濁りに関する指標）の項目が環境基準を満足していませんでした。

SSが超過した原因としては、調査地点における河川水の流れがほとんどなく、水が滞留することで水質の悪化を招いたこと、又は排水機場の工事や生活排水等の流れ込みの影響で、環境基準を超過する値が出たと推測されます。

生物化学的酸素要求量（BOD：水の汚れの指標）については、平成20年度からの15年間の結果を見ると、令和元年度に江部で基準値を超過したものの、それ以外は例年基準を満足していることが分かります。

| 年度 | 測定地点 | 項目 | 環境基準 | 年平均値 | 測定地点 | 項目 | 環境基準 | 年平均値 |
|-------|------|-----|---------|------|------|-----|---------|-------|
| 令和4年度 | 江部 | pH | 6.5~8.5 | 8.0 | 馬之瀬橋 | pH | 6.5~8.5 | 7.7 |
| | | BOD | 3以下 | 1.6 | | BOD | 3以下 | 1.7 |
| | | SS | 25以下 | 12.6 | | SS | 25以下 | 107.5 |
| | | DO | 5以上 | 11.1 | | DO | 5以上 | 8.7 |

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

(2) 大坪川

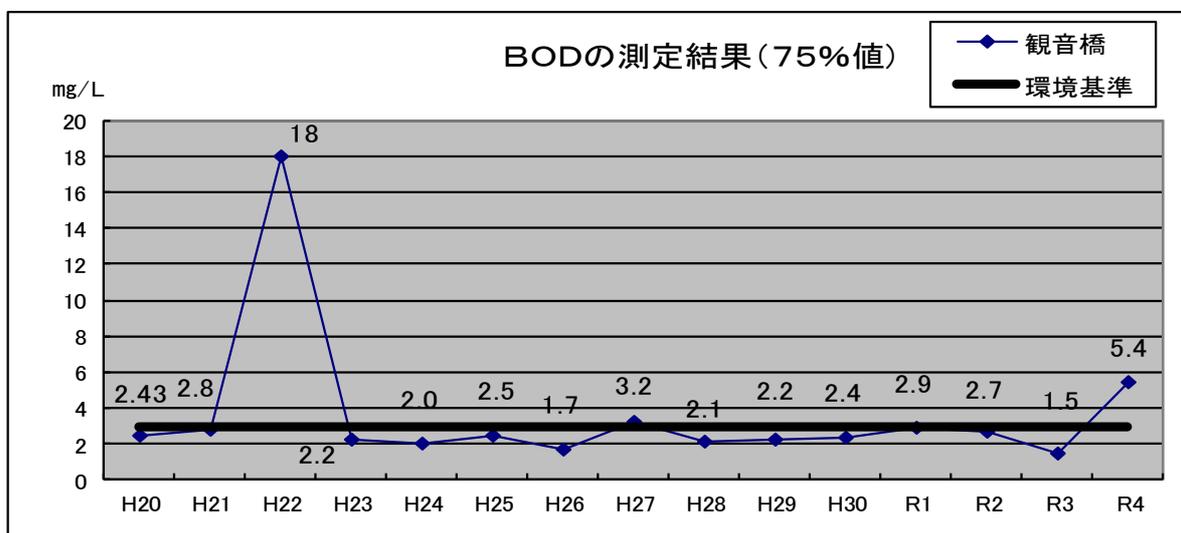
令和4年度では、観音橋地点でBOD及びSSの項目が環境基準を満足していませんでした。

BOD及びSSが超過した原因としては、調査地点における河川水の流れがほとんどなく、水が滞留することで水質の悪化を招いたこと、又は生活排水等の流れ込みの影響で、環境基準を超過する値が出たと推測されます。

BODについては、平成20年度からの15年間の結果を見ると、平成22年度と平成27年度、令和4年度に基準値を超過したものの、それ以外は例年基準を満足していることが分かります。

| 年度 | 測定地点 | 項目 | 環境基準 | 年平均値 |
|-------|------|-----|---------|------|
| 令和4年度 | 観音橋 | pH | 6.5~8.5 | 7.9 |
| | | BOD | 3以下 | 5.4 |
| | | SS | 25以下 | 33 |
| | | DO | 5以上 | 11 |

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

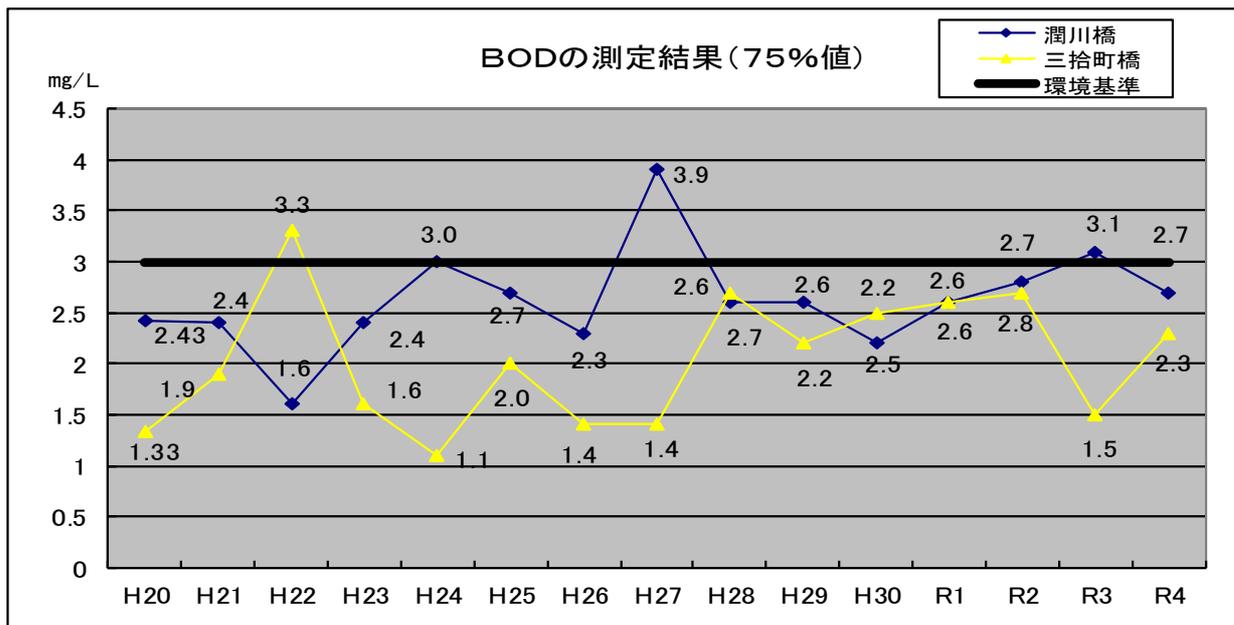
(3) 潤川

令和4年度では、三拾町橋地点でSSの項目が環境基準を満足していませんでした。

SSが超過した原因としては、調査地点における河川水の流れがほとんどなく、水が滞留することで水質の悪化を招いたこと、又は生活排水等の流れ込みの影響で、環境基準を超過する値が出たと推測されます。また、平成20年度からの15年間の結果を見ると、基準を超過する年度が散見されます。

| 年度 | 測定地点 | 項目 | 環境基準 | 年平均値 | 測定地点 | 項目 | 環境基準 | 年平均値 |
|-------|------|-----|---------|------|------|-----|---------|-------|
| 令和4年度 | 潤川橋 | pH | 6.5~8.5 | 7.8 | 三拾町橋 | pH | 6.5~8.5 | 7.9 |
| | | BOD | 3以下 | 2.7 | | BOD | 3以下 | 2.3 |
| | | SS | 25以下 | 13.0 | | SS | 25以下 | 116.0 |
| | | DO | 5以上 | 10.0 | | DO | 5以上 | 8.9 |

※BODは75%値



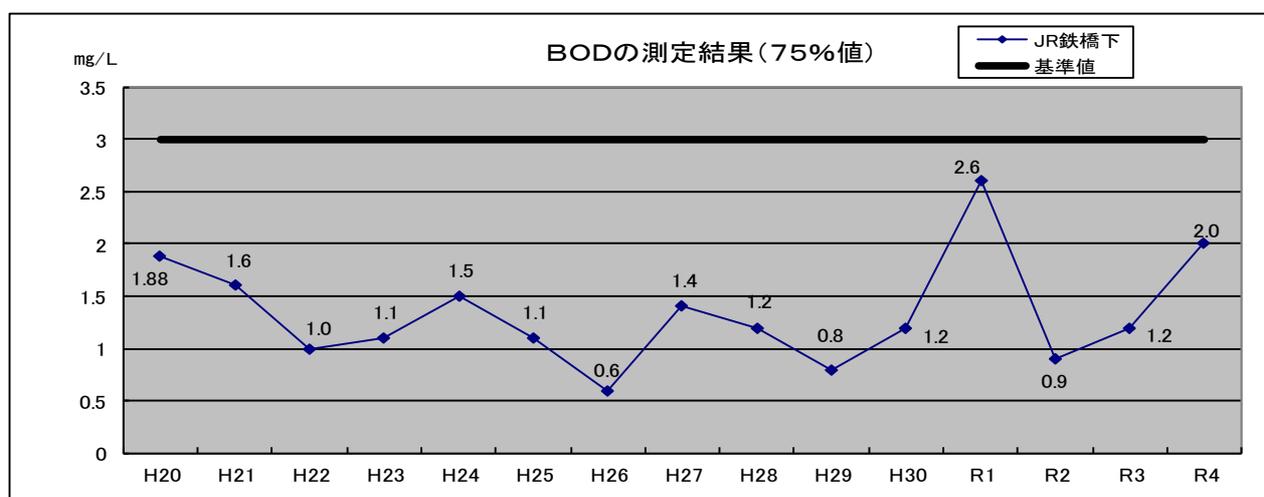
資料：宇土市環境交通課

(4) 網津川

令和4年度では、JR鉄橋下地点において、全ての項目で環境基準を満足していました。なお、BODについて、平成20年度からの15年間の結果を見ると、基準値よりも低い値で推移していることが分かります。

| 年度 | 測定地点 | 項目 | 環境基準 | 年平均値 |
|-------|-------|-----|---------|------|
| 令和4年度 | JR鉄橋下 | pH | 6.5~8.5 | 8.2 |
| | | BOD | 3以下 | 2.0 |
| | | SS | 25以下 | 13.2 |
| | | DO | 5以上 | 11.3 |

※BODは75%値



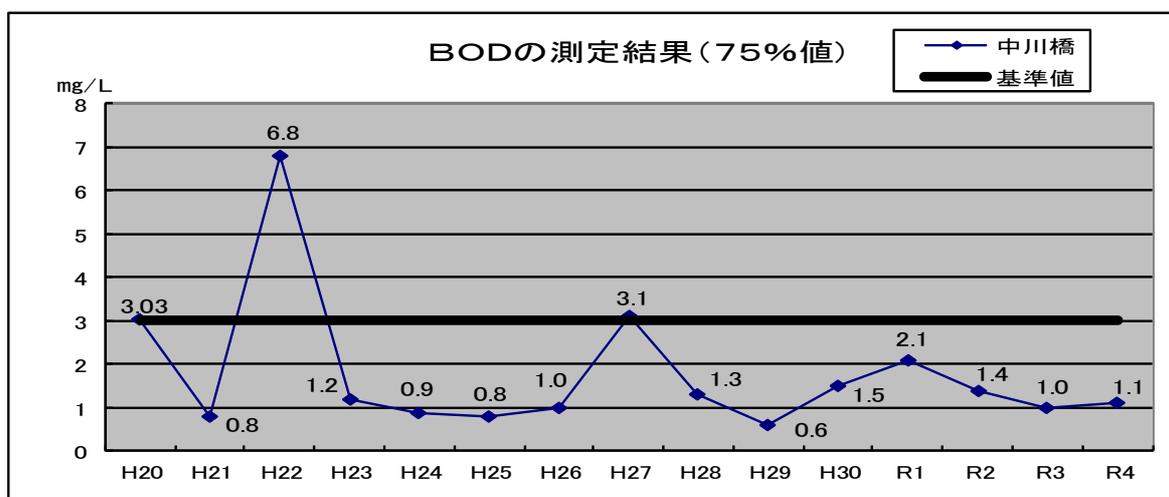
資料：宇土市環境交通課

(5) 網田川

令和4年度では、中川橋地点において、全ての項目で環境基準を満足していました。なお、BODについて、平成20年度からの15年間の結果を見ると、以前は基準を超過する年度がありましたが、近年は基準値よりも低い値で推移していることが分かります。

| 年度 | 測定地点 | 項目 | 環境基準 | 年平均値 |
|-------|------|-----|---------|------|
| 令和4年度 | 中川橋 | pH | 6.5~8.5 | 7.8 |
| | | BOD | 3以下 | 1.1 |
| | | SS | 25以下 | 3.4 |
| | | DO | 5以上 | 8.6 |

※BODは75%値



資料：宇土市環境交通課

5. 地下水測定結果

地下水水質調査は、地下水質の状況を把握するために、毎年、熊本県及び宇土市が実施機関となり実施しています。調査の種類、目的及び令和4年度の測定結果については次のとおりです。

調査の種類

| 調査名 | 対象井戸 | 目的 |
|--------|----------------|---------------------------|
| 概況調査 | 定点監視調査(T点) | 地域の地下水の概況を把握するための調査 |
| 継続監視調査 | 汚染地区調査(M点) | 継続的な監視をするための調査(毎年同じ井戸を調査) |
| | 検出井戸周辺地区調査(K点) | 過去に有機塩素化合物が検出された井戸 |

※平成18年度から、定点監視調査(T点)の区分を定期モニタリングから概況調査に変更しています。

※出典：水質調査報告書(熊本県)

熊本県の調査では、地域の代表地点井戸や過去に汚染があった井戸を継続的に調査しています。令和4年度の調査では、過去に汚染があった井戸である北段原町1地点でヒ素及びその化合物が地下水の環境基準を満たしていませんでした。

また、市が実施する調査では、各地区の代表井戸や過去に汚染があった井戸を継続的に調査しています。令和4年度の調査では、地区の代表井戸である走潟町1地点と、過去に汚染があった入地町1地点、椿原町1地点、馬之瀬町でヒ素が、過去に汚染があった走潟町2地点でフッ素が、地区の代表井戸である走潟町1地点でヒ素及びフッ素が地下水の水質基準を満たしておりませんでした。これら基準を満足していなかった井戸の所有者に対しては、飲用指導等を行っています。

第5章 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準・規制基準

(1) 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 道路に面する地域以外の地域 | | | 道路に面する地域 | | |
|-------|---|----------|----------|----------------------------|--|----------|
| | AA | A及びB | C | A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | |
| 基準値 | 【昼間】 午前6時～午後10時まで | 50デシベル以下 | 55デシベル以下 | 60デシベル以下 | 60デシベル以下 | 65デシベル以下 |
| | 【夜間】 午後10時～翌日の午前6時まで | 40デシベル以下 | 45デシベル以下 | 50デシベル以下 | 55デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| 備考 | 地域の類型 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | | | | | |

○騒音に係る環境基準〈特例〉

| 地域の類型 | 幹線交通を担う道路に近接する空間 | |
|-------|--|----------|
| 基準値 | 昼間 | 70デシベル以下 |
| | 夜間 | 65デシベル以下 |
| 備考 | 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。 | |

注) 平成11年4月1日より施行
出典：熊本県環境保全関係基準集

(2) 騒音に係る規制基準

①騒音規制法、熊本県条例に基づく特定工場等（工場・事業場）及び特定作業に係る騒音の基準

| 時 間 | | 昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで | 朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで | 夜 午後 10 時から 間 翌日午前 6 時まで |
|--------|---------|--------------------------|---|-----------------------------|
| 区 域 | 第 1 種区域 | 50 デシベル | 45 デシベル | 40 デシベル |
| | 第 2 種区域 | 60 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル |
| | 第 3 種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル |
| | 第 4 種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル | 60 デシベル |

- (注) 1 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行います。
 2 熊本県条例に基づく特定工場等及び特定作業の規制地域は、騒音規制法に基づく規制と同じです。

②騒音規制法、熊本県条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準

| 規制種別 | 区 域 | |
|------------|---------------------------|----------------------------|
| | 1 号 区 域 | 2 号 区 域 |
| 騒音の大きさの基準値 | 85 デシベル | |
| ※作業時刻 | 午後 7 時～午前 7 時までの時間内でないこと。 | 午後 10 時～午前 6 時までの期間内でないこと。 |
| ※1 日の作業時間数 | 10 時間以内 | 14 時間以内 |
| ※作業する期間 | 連続して 6 日以内 | |
| ※作 業 日 | 日曜日その他の休日でないこと。 | |

- (注) 1 特定建設作業に係る騒音の基準は、作業現場の敷地境界線で適用されます。
 なお、規制基準は特定建設作業の騒音のみを対象としています。
 2 法及び条例に基づく規制地域及び区域の区分は同じです。
 3 「※」印の欄の基準は、「災害等の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、基準が適用されない場合があります。
 出典：「騒音の規制について」（熊本県）

(3) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度

①騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

| 区 域 の 区 分 | | 時 間 の 区 分 | | | |
|-----------|---|-----------|-----------------------|---------|--------------------------|
| | | 昼 間 | 午前 6 時から 午後 10 時まで | 夜 間 | 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで |
| 1 | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | | 55 デシベル | |
| 2 | a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域 | 70 デシベル | | 65 デシベル | |
| 3 | b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | | 70 デシベル | |

- (注) 1 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、要請限度は、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルです。

区域の区分は次のとおりです。

| 区域 | 要請限度の区域区分 | 騒音に係る環境基準の類型区分 |
|------|----------------------------|----------------|
| a 区域 | 専ら住居の用に供される地域 | AA 地域、A 地域 |
| b 区域 | 主として住居の用に供される地域 | B 地域 |
| c 区域 | 相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域 | C 地域 |
| 適用除外 | | |

出典：「騒音の規制について」（熊本県）

②令和 4 年度自動車交通騒音調査結果（面的評価）

| 地点名（路線名） | 類型 | 車線数 | 等価騒音レベル (db) | | 評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e (戸) | 昼間・夜間とも基準値以下 b (戸) | 昼間のみ基準値以下 c (戸) | 夜間のみ基準値以下 d (戸) | 昼間・夜間とも基準値超過 e (戸) |
|-----------------------|----|-----|--------------|----|-------------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
| | | | 昼間 | 夜間 | | | | | |
| 馬之瀬町～城塚町 一般国道 57 号 | C | 2 | 45 | 44 | 85 | 85 | 0 | 0 | 0 |
| 城塚町～住吉町 一般国道 57 号 | C | 2 | 45 | 44 | 47 | 47 | 0 | 0 | 0 |
| 戸口町～赤瀬町 一般国道 57 号 | C | 2 | 46 | 41 | 148 | 148 | 0 | 0 | 0 |
| 走潟町～走潟町 走潟廻江線 | C | 1 | - | - | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |

資料：自動車騒音常時監視結果報告（宇土市環境交通課）

※走潟廻江線については、自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間として評価しました。他 3 区間については、実測により評価を行いました。

なお、4 区間の評価区間には、282 戸の住居等がありますが、全てが基準値内でした。

2. 振動に係る環境基準

（1）振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の基準

| 時 間 | | 昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで | 夜間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで |
|--------|-----------|-------------------------|----------------------------|
| 区 域 | 第 1 種 区 域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| | 第 2 種 区 域 | 65 デシベル | 60 デシベル |

（注）特定工場等に係る振動の規制基準は、工場及び事業所の敷地境界線で適用されます。

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の基準

| 種 別 | 区 域 | |
|------------|-------------------------------|--------------------------------|
| | 第 1 号区域 | 第 2 号区域 |
| 振動の大きさの基準値 | 75 デシベル | |
| ※作業時刻 | 午後 7 時～午前 7 時までの 時間内でないこと。 | 午後 10 時～午前 6 時までの 時間内でないこと。 |
| ※1 日の作業時間数 | 10 時間以内 | 14 時間以内 |
| ※作業する期間 | 連続して 6 日以内 | |
| ※休業日 | 日曜日その他の休日でないこと。 | |

- (注) 1 「くい打機等を使用する作業」に伴って発生する振動が「75 デシベル」を超える場合は、1 日当たり 4 時間を限度として特定建設作業の実施者に対し作業時間の変更を命ずることができます。
- 2 特定建設作業に係る振動の基準は、作業現場の敷地境界線で適用される基準です。なお、規制基準は特定建設作業の騒音のみを対象としています。
- 3 振動の測定は、「振動加速度レベル」で行います。
- 4 「※」印の欄の基準は、「災害時の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、基準が適用されない場合があります。

出典：「振動の規制について」（熊本県）

3. 特定施設・特定建設作業の届出状況

(1) 騒音規制法に基づく届出状況

①「騒音特定施設」の種類

| | | | | | |
|------------|----------------|-------------|----------------|---------------|--------|
| 金属加工機 械 | 空気圧縮機 及び送風機 | 土石用破砕 機等 | 織 機 | 建設用資材製 造機械 | 穀物用製粉機 |
| 木材加工機 械 | 抄紙機 | 印刷機械 | 合成樹脂用 射出成型機 | 鋳造型機 | |

| 届出の種類 年 度 | ② 設置届出数 | | ②使用届出数 | | ③使用全廃届出 | | ④数変更届出 | | ⑤ 工場 等実数 | ⑥ 施設 数 |
|--------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|-------------|-----------|
| | 工場 等数 | 施設 数 | 工場 等数 | 施設 数 | 工場 等数 | 施設 数 | 工場 等数 | 施設 数 | | |
| 平成 25 年度 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 129 | 728 |
| 平成 26 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 130 | 731 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 130 | 750 |
| 平成 28 年度 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 131 | 764 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 131 | 766 |
| 平成 30 年度 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 134 | 777 |
| 令和 元年度 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 135 | 779 |

| | | | | | | | | | | |
|--------|---|----|---|---|---|---|---|---|-----|-----|
| 令和 2年度 | 3 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 138 | 793 |
| 令和 3年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 138 | 693 |
| 令和 4年度 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 140 | 694 |

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

特定建設作業の種類

| | | | |
|---------------------|--------------|------------------|---------------|
| くい打機等を使用する作業 | びょう打機を使用する作業 | さく岩機を使用する作業 | 空気圧縮機を使用する作業 |
| コンクリートプラント等を設けて行う作業 | バックホウを使用する作業 | トラクターショベルを使用する作業 | ブルドーザーを使用する作業 |

| 年 度 | 届出件数 |
|----------|------|
| 平成 25 年度 | 12 |
| 平成 26 年度 | 8 |
| 平成 27 年度 | 6 |
| 平成 28 年度 | 12 |
| 平成 29 年度 | 19 |
| 平成 30 年度 | 21 |
| 令和 元年度 | 13 |
| 令和 2 年度 | 9 |
| 令和 3 年度 | 5 |
| 令和 4 年度 | 4 |

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

③その他の届出

| 年 度 \ 届出の種類 | 防止の方法変更届出 | 氏名等変更届出 | 承継届出 |
|-------------|-----------|---------|------|
| 平成 25 年度 | 0 | 3 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 | 3 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 28 年度 | 0 | 3 | 0 |
| 平成 29 年度 | 0 | 2 | 0 |
| 平成 30 年度 | 0 | 3 | 1 |
| 令和 元年度 | 0 | 3 | 1 |
| 令和 2 年度 | 0 | 0 | 1 |
| 令和 3 年度 | 0 | 3 | 1 |
| 令和 4 年度 | 0 | 0 | 0 |

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

(2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

①特定施設

特定施設の種類

| | | | | |
|-------|-----------|--------|------|----------|
| 石材切断機 | セメント製品成型機 | 木材加工機械 | 鋳造型機 | 空気圧縮機等 |
| 送風機 | クーリングタワー | バーナー | 脱水機 | 段ボール製造機械 |

| 届出の種類 年 度 | ①設置届出 | | ②使用届出 | | ③使用全廃届出 | | ④数変更届出 | | ⑤特定工場等数 | ⑥特定施設総数 |
|--------------|-------|-----|-------|-----|---------|-----|--------|-----|---------|---------|
| | 工場等数 | 施設数 | 工場等数 | 施設数 | 工場等数 | 施設数 | 工場等数 | 施設数 | | |
| 平成 25 年度 | 4 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 163 | 788 |
| 平成 26 年度 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 163 | 789 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 14 | 163 | 803 |
| 平成 28 年度 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 165 | 813 |
| 平成 29 年度 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 | 172 | 823 |
| 平成 30 年度 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 175 | 828 |
| 令和 元年度 | 1 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 176 | 838 |
| 令和 2 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 176 | 838 |
| 令和 3 年度 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 176 | 853 |
| 令和 4 年度 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 178 | 857 |

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

| 種 類 年 度 | コンクリートカッター使用作業 | 掘削機械使用作業 | 鋼球使用作業 |
|------------|----------------|----------|--------|
| 平成 25 年度 | 0 | 23 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 | 8 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0 | 8 | 0 |
| 平成 28 年度 | 0 | 7 | 0 |
| 平成 29 年度 | 0 | 16 | 0 |
| 平成 30 年度 | 0 | 7 | 0 |
| 令和 元年度 | 0 | 1 | 0 |
| 令和 2 年度 | 0 | 6 | 0 |
| 令和 3 年度 | 0 | 19 | 0 |
| 令和 4 年度 | 0 | 9 | 0 |

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

③特定作業

特定作業の種類

| | | | | | |
|------|-------|-------------|------------|------------|--------|
| 板金作業 | 製かん作業 | 橋梁等組立 作業 | 金属研磨作 業 | 金属切断作 業 | 木材切断作業 |
|------|-------|-------------|------------|------------|--------|

| 届出種類 年 度 | 実施届出数 | その他の届出数 (氏名変更・廃止・承継) |
|-------------|-------|-------------------------|
| 平成 25 年度 | 0 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 |
| 平成 28 年度 | 0 | 0 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 |
| 平成 30 年度 | 0 | 0 |
| 令和 元年度 | 0 | 0 |
| 令和 2 年度 | 0 | 0 |
| 令和 3 年度 | 0 | 0 |
| 令和 4 年度 | 0 | 0 |

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

◆年度別熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく改善勧告等実施状況

特定施設の種類の種類

| | | | | |
|-------|-----------|--------|------|----------|
| 石材切断機 | セメント製品成型機 | 木材加工機械 | 鋳造型機 | 空気圧縮機等 |
| 送風機 | クーリングタワー | バーナー | 脱水機 | 段ボール製造機械 |

| 勧告・命令の区分 年 度 | 計画変更勧告・命令 | | 改善勧告・命令 | |
|-----------------|-----------|-----------------|---------|-----------------|
| | 勧告までのもの | 改善命令まで至 ったもの | 勧告までのもの | 改善命令まで至 ったもの |
| 平成 25 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 28 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 30 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 元年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 2 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 3 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 4 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

特定建設作業の種類

| | | |
|----------------|----------|--------|
| コンクリートカッター使用作業 | 掘削機械使用作業 | 鋼球使用作業 |
|----------------|----------|--------|

特定作業の種類

| | | | | | |
|------|-------|---------|--------|--------|--------|
| 板金作業 | 製かん作業 | 橋梁等組立作業 | 金属研磨作業 | 金属切断作業 | 木材切断作業 |
|------|-------|---------|--------|--------|--------|

| 年 度 | 特定建設作業 | | 特 定 作 業 | |
|----------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 改善勧告・命令 | | 改善勧告・命令 | |
| | 勧告までのもの | 改善命令まで至ったもの | 勧告までのもの | 改善命令まで至ったもの |
| 平成 25 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 28 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 30 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 元年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 2 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 3 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 4 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

拡声機の種類

| | | | |
|---------------|--------------|---------|-------------|
| 学校等周辺での拡声機の使用 | 航空機からの拡声機の使用 | 音響機器の使用 | 深夜における営業の制限 |
|---------------|--------------|---------|-------------|

| 年 度 | 改善勧告・命令 | |
|----------|---------|-------------|
| | 勧告までのもの | 改善命令まで至ったもの |
| 平成 25 年度 | 0 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 |
| 平成 28 年度 | 0 | 0 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 |
| 平成 30 年度 | 0 | 0 |
| 令和 元年度 | 0 | 0 |
| 令和 2 年度 | 0 | 0 |
| 令和 3 年度 | 0 | 0 |
| 令和 4 年度 | 0 | 0 |

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

(3) 振動規制法に基づく届出状況

①特定施設

特定施設の種類

| | | | | |
|--------|------|---------|----------------|--------------------|
| 金属加工機械 | 圧縮機 | 土石用破砕機等 | 織機 | コンクリートブ ロックマシン等 |
| 木材加工機械 | 印刷機械 | ロール機 | 合成樹脂用射出 成形機 | 鋳型造型機 |

| 届出の種類 年 度 | ①設置届出 | | ②使用届出 | | ③使用全廃届 出 | | ④数変更届出 | | ⑤ 工 場 等 実数 | ⑥施設数 |
|--------------|----------|---------|----------|----------|-------------|----------|----------|----------|------------------|------|
| | 工場 等数 | 施設 数 | 工場 等数 | 施 設 数 | 工場 等数 | 施 設 数 | 工場 等数 | 施 設 数 | | |
| 平成 25 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49 | 241 |
| 平成 26 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49 | 241 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 49 | 243 |
| 平成 28 年度 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 246 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 50 | 248 |
| 平成 30 年度 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 256 |
| 令和 元年度 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 54 | 259 |
| 令和 2 年度 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 | 271 |
| 令和 3 年度 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 | 271 |
| 令和 4 年度 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 58 | 272 |

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

特定建設作業の種類

| | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| くい打機等を使用す る作業 | 鋼球を使用して破壊 する作業 | 舗装版破砕機を使用 する作業 | ブレイカーを使用する 作業 |
|------------------|-------------------|-------------------|------------------|

| 年 度 | 届出件数 |
|----------|------|
| 平成 25 年度 | 10 |
| 平成 26 年度 | 7 |
| 平成 27 年度 | 3 |
| 平成 28 年度 | 4 |
| 平成 29 年度 | 7 |
| 平成 30 年度 | 13 |
| 令和 元年度 | 3 |
| 令和 2 年度 | 5 |
| 令和 3 年度 | 3 |
| 令和 4 年度 | 2 |

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

③その他の届出

| 年 度 | 届出の種類 | | | |
|----------|---------------|---------------|-------------|------|
| | 防止の方法 変更届出 | 使用の方法 変更届出 | 氏名等 変更届出 | 承継届出 |
| 平成 25 年度 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 平成 27 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 28 年度 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 平成 29 年度 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 平成 30 年度 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| 令和 元年度 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| 令和 2 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 3 年度 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 令和 4 年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

第6章 悪臭、土壌汚染、化学物質

1. 悪臭防止法に基づく県規制状況

悪臭は悪臭防止法によって規制されています。悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。

悪臭公害の主要な原因となっている物質として、下表の特定悪臭物質(22物質)が指定されています。都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が当該地域または当該区域の実状に応じて臭気強度2.5~3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準(1号基準)を定めます。

悪臭防止法に基づく県規制状況規制地域内の事業場の敷地境界線の規制基準については、下欄に示します。ノルマル酪酸については臭気強度3.5、その他の特定悪臭物質については、臭気強度2.5に相当する値となっています。

悪臭防止法に基づく規制地域の見直しにより平成22年5月1日から県内全域が規制地域になっています。また、悪臭防止法の改正により、平成24年度から規制地域の指定や規制基準の設定等の権限が市へ委譲されています。

しかし、悪臭苦情は、同時に複数の物質がかかわってくる 경우가多く、悪臭物質ごとの濃度規制では問題解決が困難な場合があります。

◆臭気強度と特定悪臭物質濃度

(単位: ppm)

| 悪臭物質 臭気強度 | アンモニア | メチルメルカプタン | 硫化水素 | 硫化メチル | 二硫化メチル | トリメチルアミン | アセトアルデヒド | プロピオンアルデヒド | ノルマルブチルアルデヒド | イソブチルアルデヒド | ノルマルバレルアルデヒド |
|--------------|-----------|-----------|------|-------|-----------|-----------|-----------|------------|--------------|------------|--------------|
| 2.5 | 1 | 0.002 | 0.02 | 0.01 | 0.009 | 0.005 | 0.05 | 0.05 | 0.009 | 0.02 | 0.009 |
| 3 | 2 | 0.004 | 0.06 | 0.05 | 0.03 | 0.02 | 0.1 | 0.1 | 0.03 | 0.07 | 0.02 |
| 3.5 | 5 | 0.01 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.07 | 0.5 | 0.5 | 0.08 | 0.2 | 0.05 |
| 施行年月日 | S49. 3. 1 | | | | S53. 4. 1 | S49. 3. 1 | S53. 4. 1 | H8. 1. 1 | | | |

| 悪臭物質 臭気強度 | デヒド イソバレルアル | イソブタノール | 酢酸エチル | メチルイソブチ ルケトン | トルエン | スチレン | キシレン | プロピオン酸 | ノルマル酪酸 | ノルマル吉草酸 | イソ吉草酸 |
|--------------|----------------|---------|-------|-----------------|------|------------|-----------|--------|--------|---------|-------|
| 2.5 | 0.003 | 0.9 | 3 | 1 | 10 | 0.4 | 1 | 0.03 | 0.001 | 0.0009 | 0.001 |
| 3 | 0.006 | 4 | 7 | 3 | 30 | 0.8 | 2 | 0.07 | 0.002 | 0.002 | 0.004 |
| 3.5 | 0.01 | 20 | 20 | 6 | 60 | 2 | 5 | 0.2 | 0.006 | 0.004 | 0.01 |
| 施行 年月日 | H18.1.1 | | | | | S53 4.1 | H8 1.1 | H3.6.1 | | | |

○=熊本県の規制基準

出典：熊本県環境保全関係基準集

6段階臭気強度表示法

| 臭気強度 | 内 容 | 熊本県が基準値として している臭気強度 |
|------|--------------------------|------------------------|
| 0 | 無臭 | |
| 1 | やっと感知できるにおい（検知閾値） | |
| 2 | 何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値） | |
| 2.5 | 2と3の中間値 | A地域の基準（ノルマル酪酸以外）※宇土市 |
| 3 | らくに感知できるにおい | B地域の基準（ノルマル酪酸以外） |
| 3.5 | 3と4の中間値 | ノルマル酪酸の基準 |
| 4 | 強いにおい | |
| 5 | 強烈なにおい | |

出典：熊本県環境保全関係基準集

★特定悪臭物質：規制物質

悪臭防止法で次の22物質が特定悪臭物質として規制がなされています。

| 特定悪臭物質名 | 化学式 | 臭いの性質 | 主な発生源事業場 |
|-----------|--------------------|--------------|--|
| アンモニア | NH ₃ | し尿のような 臭い | 畜産事業場、化学肥料工場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場など |
| メチルメルカプタン | CH ₃ SH | 腐ったたまねぎ臭 | クラフトパルプ製造業、医薬品製造業、化製場、でん粉製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場など |
| 硫化水素 | H ₂ S | 腐った卵臭 | 畜産事業場、クラフトパルプ製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場など |

| | | | |
|--------------|--|---------------|--|
| 硫化メチル | $(\text{CH}_3)_2\text{S}$ | 腐ったキャベツ臭 | クラフトパルプ製造業、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、石油精製業など |
| 二硫化メチル | CH_3SSCH_3 | 腐ったキャベツ臭 | クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場など |
| トリメチルアミン | $(\text{CH}_3)_3\text{N}$ | 腐魚臭 | 畜産事業場、魚腸骨処理場、複合肥料製造業、化製場、水産缶詰製造業など |
| アセトアルデヒド | CH_3CHO | 青ぐさい刺激臭 | アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニール製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場など |
| プロピオンアルデヒド | $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$ | 甘酢っぽい焦げた刺激臭 | 塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場など |
| ノルマルブチルアルデヒド | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$ | | |
| イソブチルアルデヒド | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$ | | |
| ノルマルバレルアルデヒド | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$ | むせるような甘酢っぽい焦臭 | |
| イソバレルアルデヒド | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$ | | |
| イソブタノール | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$ | 刺激的な発酵臭 | 塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等 |
| 酢酸エチル | $\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$ | シンナーのような刺激臭 | |
| メチルイソブチルケトン | $\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$ | | |
| トルエン | $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$ | ガソリン臭 | |
| スチレン | $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$ | 都市ガスのような臭 | スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場など |
| キシレン | $\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$ | ガソリン臭 | 塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場など |

| | | | |
|---------|---|---------|--|
| プロピオン酸 | $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$ | 酢っぱい刺激臭 | 脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工業など |
| ノルマル酪酸 | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$ | 汗臭 | 畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食糧品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等 |
| ノルマル吉草酸 | $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$ | むれた靴下臭 | |
| イソ吉草酸 | $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$ | | |

出典：熊本県環境保全関係基準集

2. 土壌の汚染に係る環境基準

| 項 目 | 環 境 上 の 条 件 |
|----------------|--|
| カドミウム | 検液 1 0につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1 0につき 0.01 mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1 0につき 0.05 mg 以下であること。 |
| 砒素 | 検液 1 0につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1 0につき 0.0005 mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1 k g につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1 0につき 0.02 mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1 0につき 0.002 mg 以下であること。 |
| クロロエチレン | 検液 1 0につき 0.002 mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1 0につき 0.004 mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1 0につき 0.1 mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1 0につき 0.04 mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1 0につき 1 mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1 0につき 0.006 mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1 0につき 0.01 mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1 0につき 0.01 mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1 0につき 0.002 mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1 0につき 0.006 mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1 0につき 0.003 mg 以下であること。 |

| | |
|--|----------------------------|
| チオベンカルブ | 検液 1 ℓにつき 0.02 mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1 ℓにつき 0.8 mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1 ℓにつき 0.05 mg 以下であること。 |
| <p>備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の地下水の濃度がそれぞれ 0.003、0.01、0.05、0.01、0.0005、0.01、0.8 及び 1 mg/ℓ を超えていない場合には、それぞれ 0.009、0.03、0.15、0.03、0.0015、0.03、2.4 及び 3 mg/ℓ とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、別に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> | |

出典：環境省ホームページ

| 項 目 | 環 境 上 の 条 件 |
|---|----------------------------------|
| ダイオキシン類 | 土壌 1 g につき 1,000 pg-TEQ 以下であること。 |
| <p>備考 1 ダイオキシン類の基準は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。また、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p> | |

出典：熊本県環境保全関係基準集

★宇土市における土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

- 1 要措置区域：該当なし
- 2 形質変更時要届出区域

| 台帳整理番号 | 指 定年月日 | 指定番号 | 所在地 | 面積 | 基準に適合していない特定有害物質の種類 | 施行規則第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までのうち該当するもの |
|---------|------------|-------|--|----------------------|---------------------|--|
| H24-003 | H24. 6. 15 | 指-005 | 宇土市三拾町字野原町 169 番 1、170 番、171 番 1、 172 番 1 及び 172 番 2 並びに 壱町田 222 番 1 及び 223 番 1 の各一部 | 7,482 m ² | ふっ素及びその化合物 | 第 10 号（自然由来特例区域）※1 |

| | | | | | | |
|---------|------------|-------|---|------------------------|--|--------------------|
| H25-002 | H26. 3. 7 | 指-007 | 宇土市三拾町 100 番 1 | 16, 347 m ² | 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 | 第 10 号（自然由来特例区域）※1 |
| R03-001 | R3. 7. 9 | 指-011 | 宇土市築籠町字道下 221 番 1、221 番 3、北段原町字庄部 230 番 1、築籠町字庄部 233 番 1、馬之瀬町字庄部 459 番 1、555 番 2 の各一部 | 24, 372 m ² | 六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 | 該当なし |
| R04-002 | R4. 10. 25 | 指-013 | 宇土市築籠町字道下 221 番 1、221 番 3、221 番 6、221 番 6 地先水路、北段原町字庄部 230 番 1、230 番 2、築籠町字庄部 233 番 1、馬之瀬町字庄部 555 番 2、555 番 5、北段原町字島ノ内 229 番 1、229 番 2 の各一部 | 9, 201 m ² | シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 | 該当なし |

※1 自然由来特例区域：汚染状態が専ら自然由来と認められる区域。

3. 化学物質

有害大気汚染物質対策としては、平成 9 年（1997 年）に大気汚染防止法が改正され、低濃度であっても、長期的に暴露されると発がん性等の健康影響の可能性があるとされる「有害大気汚染物質」の規定が追加されました。さらに、平成 22 年（2010 年）には、対象化学物質の見直しが行われ、現在、248 物質が指定されています。このうち、人への健康リスクが高く、優先的に取り組むべき物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン等 23 物質が優先取組物質として設定されました。

優先取組物質のうち、人の健康被害を防止するため排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが指定され、これら 4 物質に環境基準が定められています。このほか、水銀等 9 物質に指針値が設定されています。

なお、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「労働安全衛生法」、「毒物及び劇物取締法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等化学物質に関わる取り締まりや規制に関する法律は数多くあり、それぞれの目的に応じてきめ細やかな法対応が組み立てられています。

第7章 廃棄物処理

1. ごみ処理の状況

本市では平成13年4月から有料指定袋制度を導入し、燃えるごみ、燃えないごみを市の指定袋で収集を行っています。

指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア等）市内76店舗（令和5年3月現在）にて販売しています。

(1) ごみの収集

・燃えるごみ

各地区の可燃物置場に出されたごみを週2回収集しています。

・燃えないごみ

各地区の不燃物置場に出されたごみを月1回収集しています。

・プラスチック製容器包装ごみ（廃プラスチック）

各地区の可燃物置場に出されたごみを週1回収集しています。

(2) 有料指定袋の種類と販売価格

(令和5年3月現在)

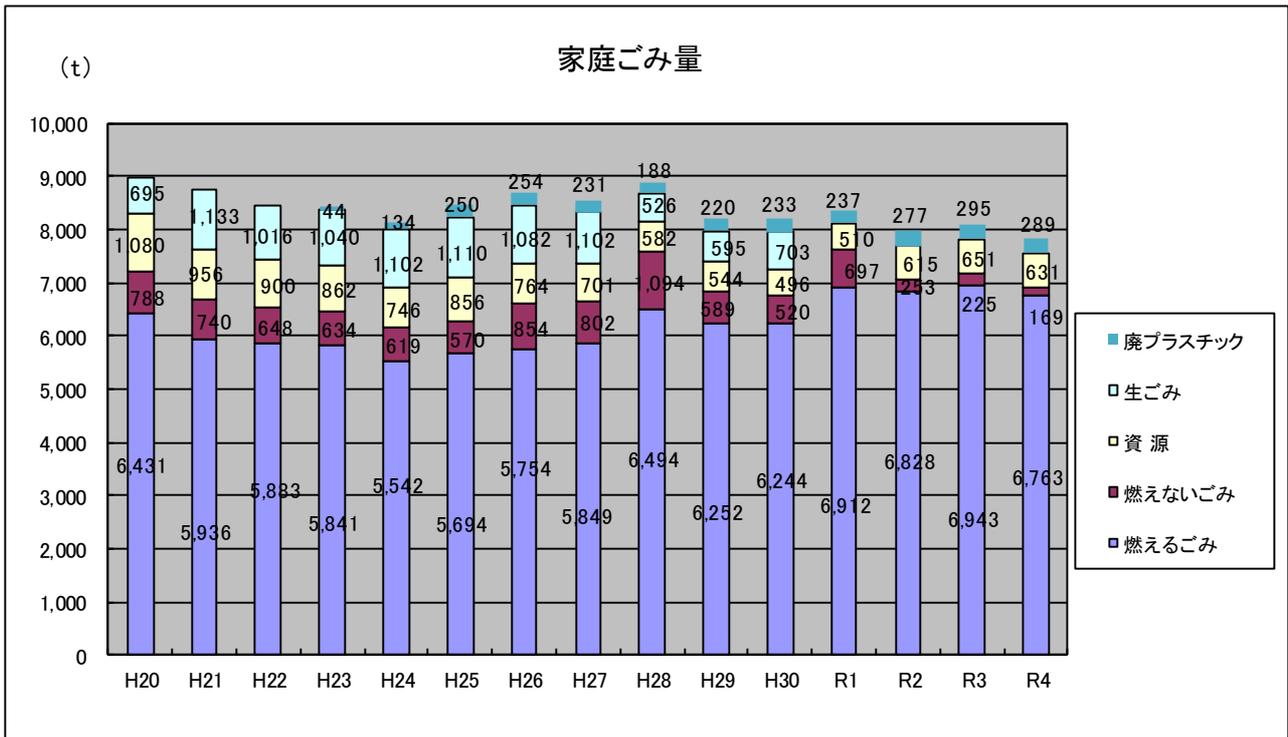
| | 1枚当たり | 1ロール(10枚巻) | 販売開始時期 |
|------------|-------|------------|---------|
| 可燃用大袋(45ℓ) | 35円 | 350円 | 平成14年4月 |
| 可燃用中袋(35ℓ) | 20円 | 200円 | 平成13年4月 |
| 可燃用小袋(25ℓ) | 13円 | 130円 | 平成13年4月 |
| 不燃用大袋(35ℓ) | 20円 | 200円 | 平成13年4月 |
| 不燃用小袋(15ℓ) | 12円 | 120円 | 令和3年10月 |
| 粗大ごみ処理券 | 100円 | 500円(5枚) | 平成13年4月 |

(3) 家庭ごみ量の経年推移

本市では、平成15年度からリサイクルを目的とした生ごみの分別収集を行っていましたが、平成31年3月11日、バイオプラザおきしんの受け入れ中止により生ごみの収集を中止しました。それ以降、生ごみは燃えるごみとして収集しています。

また、廃プラスチックの分別収集は平成24年4月から行っています。

平成19年度は6,170tであった燃えるごみの量について、平成21年度から平成27年度は6,000t以下となっていました。平成28年度の熊本地震以降は、6,000tを超えている状況です。



資料：宇土市環境交通課

(4) 搬入ごみ処理手数料

| |
|--------------------|
| 搬入ごみ処理手数料金 |
| 重量 10 kg 当たり 150 円 |

搬入先：(有)CSネットワーク
宇城クリーンセンター

所在地：熊本県宇土市松山町 3941 番地
所在地：熊本県宇城市松橋町萩尾 1775 番地 3

処理施設：宇城クリーンセンター

所在地：熊本県宇城市松橋町萩尾 1775 番地 3

2. 資源ごみの分別収集

資源ごみの分別収集は、ごみの再資源化を目的として、平成 10 年 1 月より 6 品目から開始し、平成 12 年 4 月からは 13 品目に増やし、現在は廃食用油等を追加して 15 品目の分別収集を行っています。また、「資源ごみの日」の収集はステーション方式で、月に 1 回収集を実施しています。

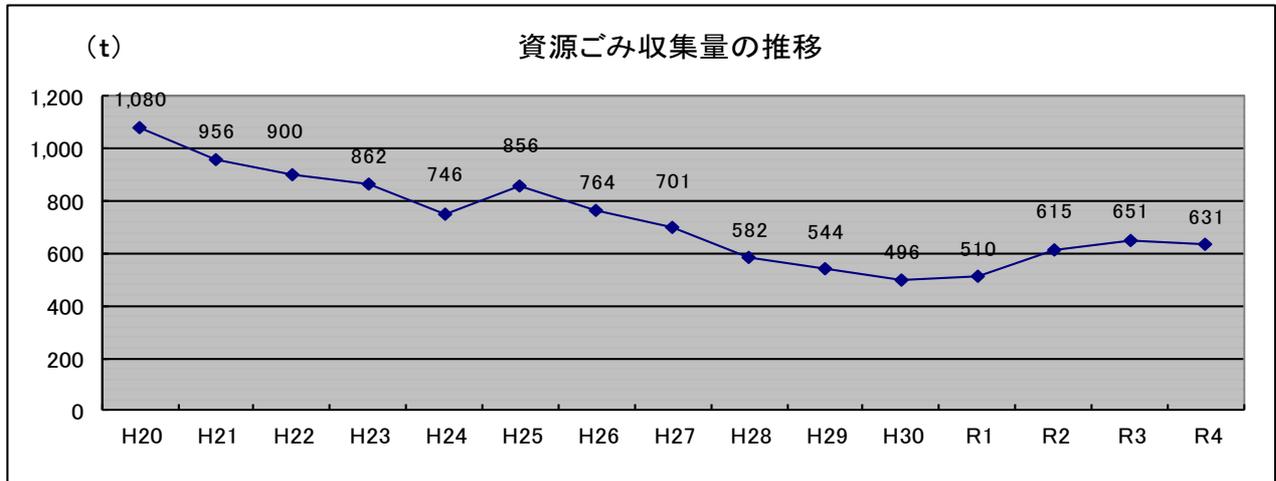
(1) 資源ごみの収集品目

| 分別品目 | 収集容器等 | 分別品目 | 収集容器等 |
|---------|---------------------|----------|--------|
| ①新聞紙 | 青コンテナ | ⑨その他の色びん | 青コンテナ |
| ②雑誌・紙箱類 | | ⑩生きびん | |
| ③段ボール | | ⑪ペットボトル | 回収ボックス |
| ④布類 | | ⑫紙パック | 拠点回収 |
| ⑤アルミ缶 | ⑬蛍光灯類・乾電池・水銀体温計・血圧計 | | |
| ⑥スチール缶 | ⑭インクカートリッジ | | |

| | | | |
|-------|-------|-------|--|
| ⑦透明びん | 青コンテナ | ⑮廃食用油 | |
| ⑧茶色びん | | | |

(2) 資源ごみ収集量の推移

資源回収量は平成 19 年度以降、減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向にあります。



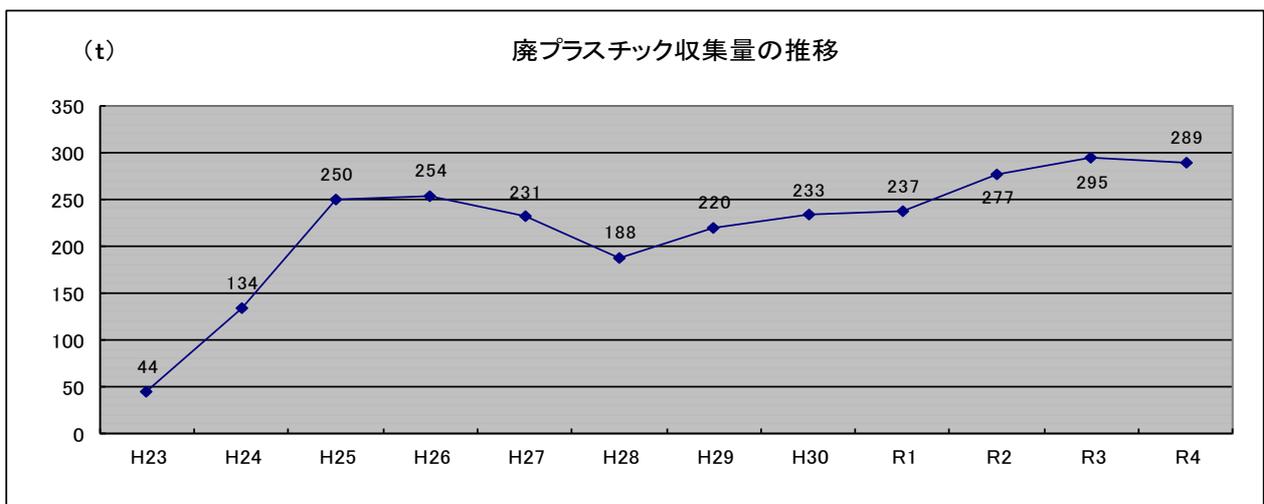
資料：宇土市環境交通課

3. プラスチック製容器包装ごみの分別収集

本市では、平成 24 年 4 月からプラスチック製容器包装ごみ（廃プラスチック）の分別収集を開始しました。

毎週水曜日に、各地区の燃えるごみ置場に排出された廃プラスチックを、収集業者が中間処理業者に運びます。中間処理後、エコポート九州に運搬されます。

エコポート九州では、運搬された廃プラスチックを固形燃料やプラスチックマテリアル等にリサイクルしています。令和 4 年度のリサイクル量は約 191 トンとなっています。



4. 収集運搬許可業者・処分許可業者一覧

(1) 収集運搬許可業者一覧

| 番 号 | 社 名 | 代表者 | 廃棄物の種類 |
|-----|------------------|------|-----------------------|
| 1 | (有)宇土環境 | 安達英知 | し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物 |
| 2 | (有)江口衛生社 | 本田勝雄 | し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物 |
| 3 | (有)緒方清掃 | 緒方郁夫 | 事業系一般廃棄物 |
| 4 | (有)タケシタ | 竹下康信 | 事業系一般廃棄物 |
| 5 | (株)オカムラ | 岡村健志 | 事業系一般廃棄物 |
| 6 | (有)肥後環境サービス | 林田清隆 | 事業系一般廃棄物 |
| 7 | (株)西原商店 | 西原 哲 | 事業系一般廃棄物 |
| 8 | (有)CSネットワーク | 柴田真美 | 事業系一般廃棄物 |
| 9 | (株)松清 | 上野省三 | 事業系一般廃棄物 |
| 10 | (社)宇土市シルバー人材センター | 谷崎淳一 | 事業系一般廃棄物 |
| 11 | (有)永野商店 | 永野順也 | 事業系一般廃棄物 |
| 12 | (株)カネムラエコワークス | 金村康平 | 事業系一般廃棄物 |
| 13 | 金岡商店(株) | 金岡慶大 | 事業系一般廃棄物 |
| 14 | (株)津田 | 津田昭彦 | 事業系一般廃棄物 |

資料：宇土市環境交通課

(2) 処分許可業者一覧

| 番号 | 社 名 | 代 表 | 処理の 種 類 | 処理対象物 |
|----|-------------------------|------|----------------|---|
| 1 | (有)緒方清掃 | 緒方郁夫 | 選別 圧縮 | 廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、廃油、廃バッテリー |
| 2 | (株)カネムラエコワークス | 金村康平 | 切断 圧縮 破砕 | 廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、木くず、金属くず、紙くず |
| | | | 焼却 | 廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、木くず焼却灰 |
| 3 | (有)CSネットワーク | 柴田真美 | 破砕 | 木くず、草 |
| 4 | 熊本宇城農業協同組合 宇土健康土づくりセンター | 丸田博雄 | 堆肥化 | 野菜くず、生ごみ |

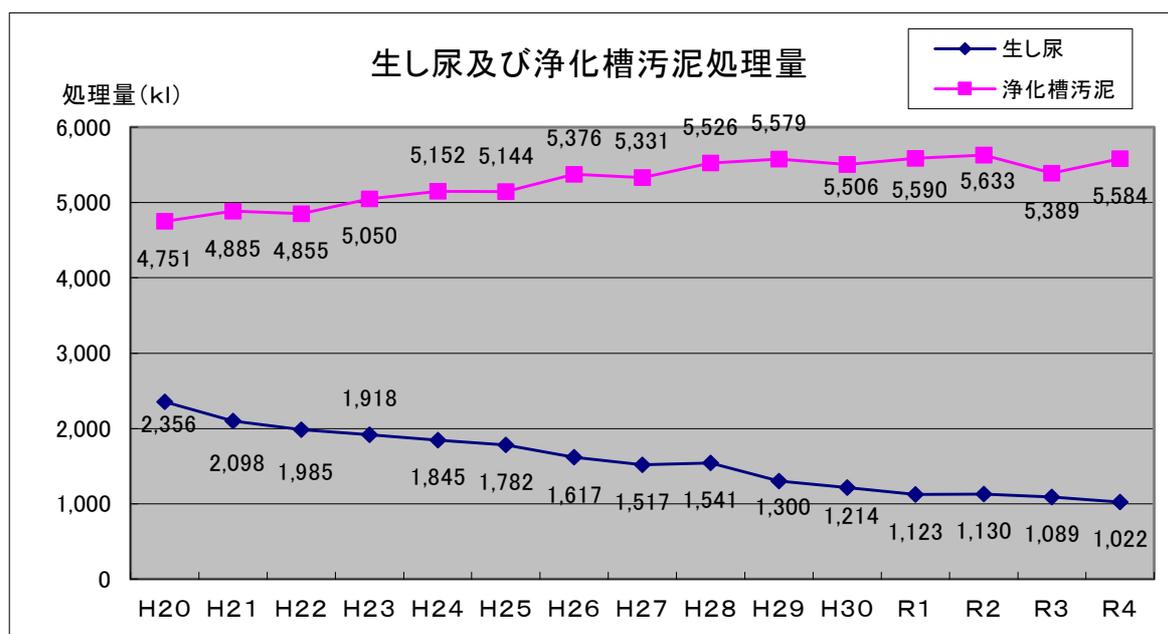
5. し尿処理の状況

(1) し尿処理施設

宇城広域連合浄化センターは、昭和40年度に建設された計画処理量45kℓ/日（嫌気性消化）のし尿処理施設で昭和41年度に稼動を開始しました。その後、人口の増加や収集量の増加及び排出規制の強化等に対応するため昭和46年度に100kℓ/日（嫌気性消化）、昭和55年度に55kℓ/日（好気性消化）の増改造や、平成9年度に凝集沈殿処理設備の新設を行い、計画処理量200kℓ/日の施設となりました。さらに、施設の老朽化に伴い新し尿処理施設を浄化センターの敷地内にスクラップアンドビルド方式により建設し、宇城広域連合環境再生センターに改名しました。環境再生センターは、令和3年4月1日から供用開始しています。

当該施設の宇土市における処理量は令和4年度実績で、生し尿1,022kℓ、浄化槽汚泥5,584kℓ、全体で6,606kℓとなっており、下水道及び浄化槽の普及に伴い、生し尿の量は減少傾向にあります。

生し尿、浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥は助燃剤化し、ごみ焼却施設の燃焼を助けています。



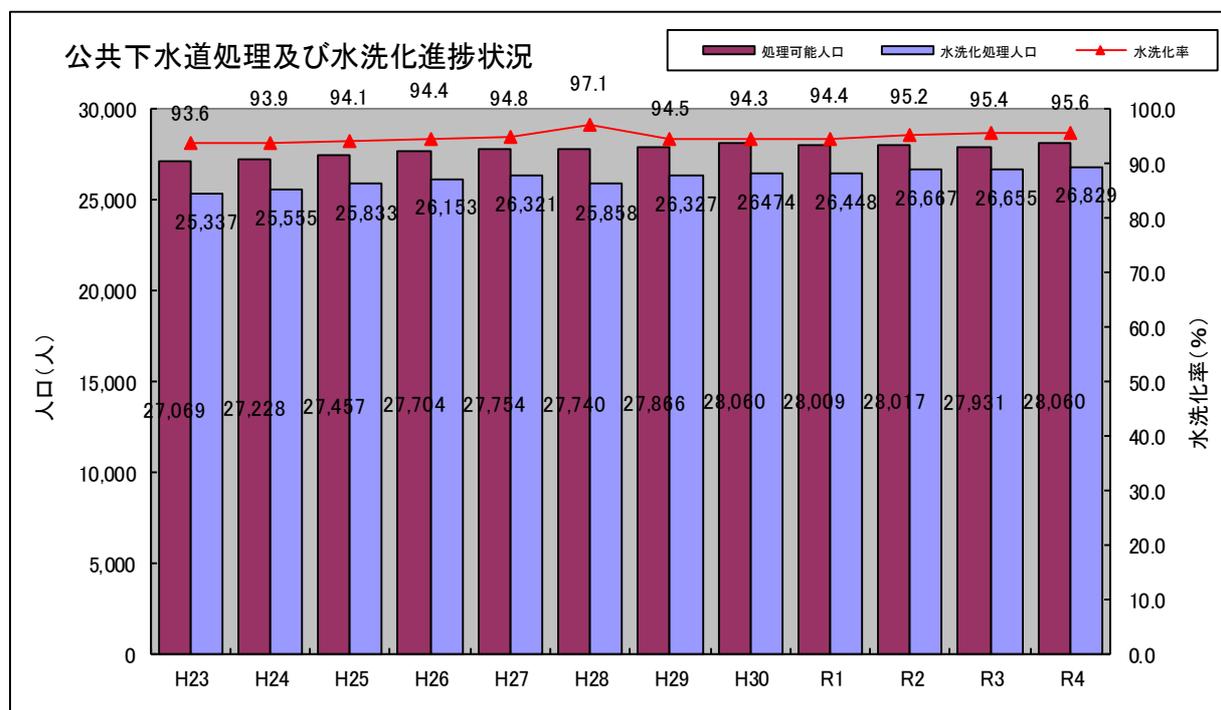
資料：宇土市環境交通課

(2) 公共下水道

宇土市の公共下水道は全体計画及び認可計画に基づき、計画区域内の下水道整備を行っています。

| | | 全体計画 | 認可計画 |
|-------------|-----------------|---------------------|---------------------|
| 下水道目標年次 | | 令和 17 年 | 令和 10 年 3 月 31 日 |
| 排除方式 | | 分流式 | 分流式 |
| 処理区域面積 (ha) | | 1,039 | 960 |
| 処理人口 (人) | | 27,400 | 27,500 |
| 終末処理場 | 処理方式 | 循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加 | 循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加 |
| | 敷地面積 (㎡) | 52,860 | 52,860 |
| | 処理能力 (㎥/日) | 19,500 | 19,100 |
| | 放流水質 BOD (mg/l) | 15 | 15 |
| | 放流水質 SS (mg/l) | 15 | 15 |

また、令和 4 年度末の整備状況としては下水道処理可能人口 28,060 人、水洗化処理人口 26,829 人及び水洗化率（処理可能世帯数／区域内世帯数）95.6%となっています。



資料：宇土市上下水道課

(3) 漁業集落排水施設

宇土市では、平成 12 年度から戸口地区及び辺田目地区において、漁業集落排水施設整備事業を行っており、本地区の基幹産業である漁業振興を図るため、集落内のし尿や生活排水などの汚水を収集・処理する汚水処理施設を整備しています。令和 4 年度末の整備状況は整備人口 425 人、漁業集落排水区域内の普及率は 62.6%となっています。

① 事業概要

ア 管路 L=5,230 m

イ 処理場 1 箇所

- ・計画処理人口 930 人
- ・計画 1 日最大汚水量 727 m³/日
- ・計画 1 日平均汚水量 252 m³/日
- ・供用開始日 平成 21 年 4 月 1 日

ウ 流入水質及び放流水質

| 流入水質 | 放流水質基準 |
|--------------|-------------|
| COD 100 mg/L | COD 20 mg/L |
| SS 200 mg/L | SS 15 mg/L |

(4) 浄化槽

①宇土市浄化槽設置事業補助金交付制度

宇土市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため「宇土市浄化槽設置事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置整備に対し、昭和 63 年度から補助金を交付しています。

平成 12 年の浄化槽法の改正（平成 13 年施行）により、単独浄化槽の設置が原則禁止となっています。また、単独浄化槽の使用者は合併浄化槽への転換に努めなければならないとされています。しかしながら、市内にはまだ多くの単独浄化槽が設置されています。

水質汚濁の要因としては未処理の生活雑排水の流入が挙げられますが、単独浄化槽はトイレの汚水だけを処理し、風呂や台所などの生活雑排水は未処理のまま中小水路に流されるため、合併浄化槽への転換を推進していく必要があります。宇土市では平成 24 年度から単独浄化槽を合併浄化槽へ転換する場合に、単独浄化槽の撤去に対して補助金を支給していましたが、より一層合併浄化槽への転換を促すために、平成 26 年度からは既存の単独浄化槽又はくみ取り便所から合併浄化槽に転換する場合の撤去費用や消毒などに要する費用へと補助対象を拡げ、さらに令和 2 年度からは既存単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合の宅内配管工事に要する費用を設置費とは別に補助しており、令和 4 年度からはくみ取り便所からの転換にも宅内配管工事に要する費用の補助をしています。なお、補助限度額については次ページのとおりとなっています。

②補助金の限度額

- ・設置費

設置する人槽により補助限度額が定められています。

(合併浄化槽の設置にかかる費用)

| 人槽区分 | 補助限度額 | 人槽算定の基準 |
|------|----------|-------------------------------|
| 5人槽 | 332,000円 | 延べ床面積130平方メートル以下 |
| 7人槽 | 414,000円 | 延べ床面積130平方メートル超 |
| 10人槽 | 548,000円 | 延べ床面積130平方メートル超かつ台所及び浴室が2か所以上 |

・転換（撤去前の清掃、消毒費用に対する補助）

| 転換後の人槽区分 | 補助限度額 |
|----------|----------|
| 5人槽 | 166,000円 |
| 7人槽 | 207,000円 |
| 10人槽 | 274,000円 |

・転換（撤去費用に対する補助）

| 転換前施設 | 補助限度額 |
|-------|----------|
| 単独浄化槽 | 120,000円 |
| くみ取便所 | 90,000円 |

・宅内配管工事

| 転換前施設 | 補助限度額 |
|-----------------|----------|
| 単独浄化槽 くみ取り便所 | 300,000円 |

① 実績状況（補助金額、補助設置基数）

浄化槽設置における国、県からの補助金額及び設置基数については下記のとおりです。

ア 浄化槽補助金調

(単位：円)

| 年度 | 歳入（国） | 歳入（県） | 歳出（市） |
|--------|------------|------------|------------|
| 平成24年度 | 6,576,000 | 10,476,000 | 30,075,000 |
| 平成25年度 | 10,371,000 | 8,277,000 | 24,162,000 |
| 平成26年度 | 9,753,000 | 7,227,000 | 20,589,000 |
| 平成27年度 | 0（基金からの繰入） | 4,900,000 | 14,842,000 |
| 平成28年度 | 7,432,000 | 3,910,000 | 11,716,000 |
| 平成29年度 | 11,291,000 | 6,472,000 | 19,399,000 |
| 平成30年度 | 6,016,000 | 4,270,000 | 13,818,000 |
| 令和元年度 | 3,924,000 | 3,320,000 | 9,881,000 |
| 令和2年度 | 0（基金からの繰入） | 4,607,000 | 13,369,000 |
| 令和3年度 | 7,876,000 | 4,754,000 | 12,894,000 |
| 令和4年度 | 6,383,000 | 7,782,000 | 21,273,000 |

資料：宇土市環境交通課

※歳入（国）は設置費に対する補助（交付金）

歳入（県）は設置費補助＋単独槽及び汲み取り便所からの転換に対する補助（補助金）

イ 浄化槽設置基数（補助金申請分）

（単位：基数）

| 人槽 設置基数 | 5 | 7 | 10 | 計 |
|------------|----|----|----|----|
| 平成 24 年度 | 30 | 35 | 2 | 65 |
| 平成 25 年度 | 15 | 31 | 2 | 48 |
| 平成 26 年度 | 25 | 17 | 0 | 42 |
| 平成 27 年度 | 17 | 14 | 1 | 32 |
| 平成 28 年度 | 17 | 10 | 2 | 29 |
| 平成 29 年度 | 34 | 13 | 0 | 47 |
| 平成 30 年度 | 27 | 11 | 1 | 39 |
| 令和 元年度 | 21 | 4 | 1 | 26 |
| 令和 2 年度 | 24 | 9 | 0 | 33 |
| 令和 3 年度 | 32 | 5 | 0 | 37 |
| 令和 4 年度 | 36 | 5 | 0 | 41 |

資料：宇土市環境交通課

④清掃業許可業者一覧

| 業 者 名 | 住 所 |
|------------|----------------|
| 有限会社 宇土環境 | 熊本県宇土市新松原町 213 |
| 有限会社 江口衛生社 | 熊本県宇土市松原町 391 |

第8章 地球環境問題への取組

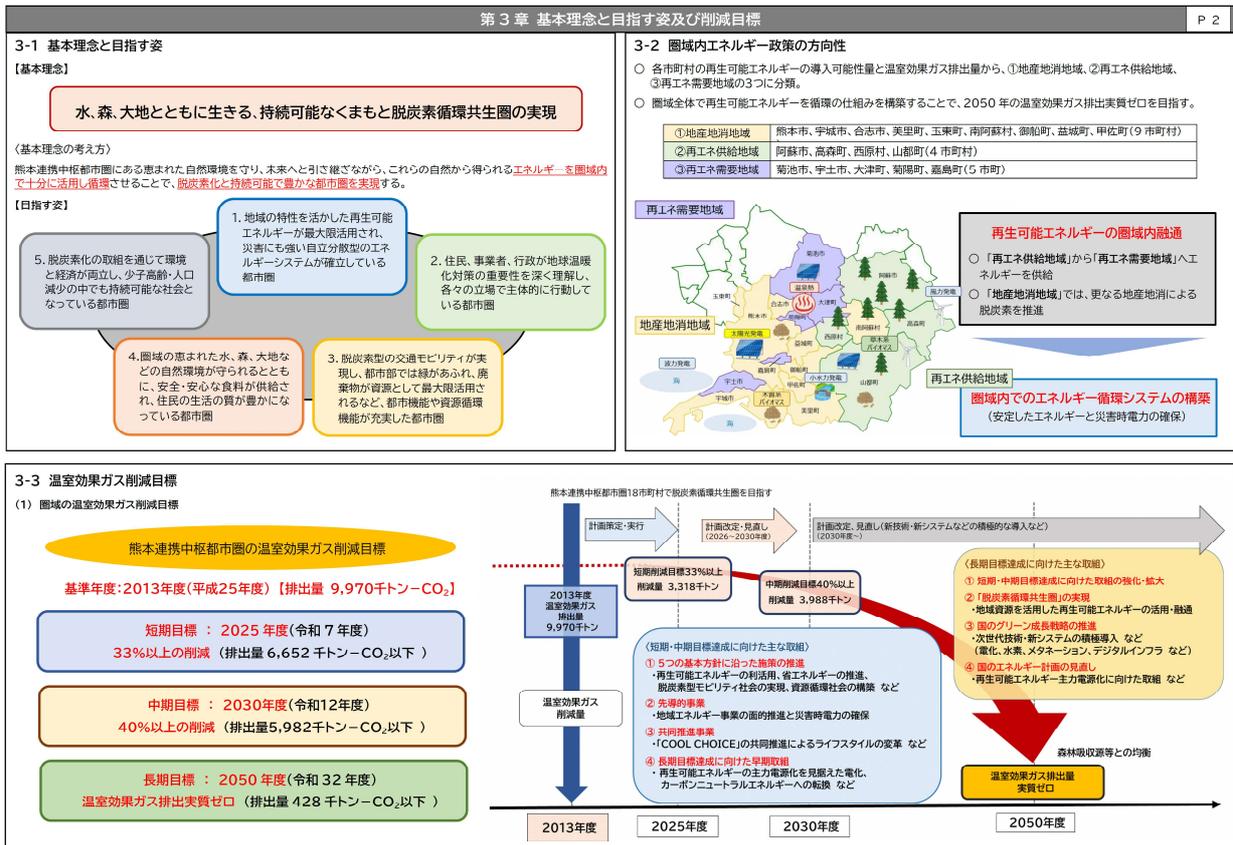
1. 地球温暖化防止実行計画 【平成15年9月第1次計画作成】

地球温暖化防止行動を促進する目的から、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の第一次計画を平成15年9月に策定しました。

その後、第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を令和5年3月に策定し、基準年度を平成25年度とした令和5年度から令和12年度までの温室効果ガス総排出量を50%削減することを目標としています。

また、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和2年度に策定しました。さらに、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した18市町村で2050年CO₂排出実質ゼロを目指すことを令和2年1月に宣言しました。

なお、両計画の対象物質は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定されている二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）三フッ化窒素（NF₃）の7物質とします。



・削減対象となる温室効果ガスの発生源

| 種 類 | 人為的な発生源 |
|--------------------------|---|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 石油など化石燃料の燃焼に伴って発生するものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。 |
| メタン (CH ₄) | 家畜の反すう、ふん尿、水田耕作、ガソリン・軽油などの燃焼によって発生する。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。 |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | カーエアコンの冷媒、断熱発泡剤などに使用 |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 半導体等製造プロセスでの反応ガスなどとして使用 |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用 |
| 三フッ化窒素 (NF ₃) | 半導体の洗浄用として使用 |

2. 環境マネジメントシステム (EMS) への取組

(1) 市の取組

平成 15 年 3 月 27 日、宇土市役所は ISO14001 認証を取得しました。

ISO14001 とは、ISO14000 シリーズの中核となります。環境目標を設定し、達成する仕組みを導入し、運用することを要求するものです。

組織は、この規格に基づいて、各自のシステムをつくり実行します。実行されたそのシステムは第三者機関（審査登録機関）にチェックされ、ISO14001 の要求事項を満たしていると判断された場合、認証機関（日本適合性協会）による認証を取得することができます。認証取得をして登録を受けた後は、1 年に 1 回の定期審査、そして 3 年に 1 回の更新審査を受ける必要があります。認証取得したらそれで終わりではなく「組織の人々全員が環境意識をもち、環境影響を継続的に改善する努力を続けていく」ことが求められます。

市役所は、市内でも大規模な事業所のひとつです。また、市民生活全般に関わる様々な事業を実施しており、市民や事業者との環境への関わりも深く、影響力は非常に大きなものがあり、市役所が ISO14001 を通じて、率先して地球温暖化防止などの環境問題に対して取り組むことで、市内の事業所や市民一人ひとりに対する意識啓発につなげたいと考えています。

ISO14001 への取組は、一般的にいろいろな効果を生むことが想定されています。主なものとして、次のような効果が挙げられます。

- ・地球環境の保全への貢献
- ・省資源・省エネによるコスト削減等の行政改革につながる効果
- ・PDCA サイクルの確立による行政運営上のリスク管理につながる効果
- ・率先実行による住民意識の啓発につながる効果

本市における ISO14001 マネジメントシステム導入は、市役所自らが、環境負荷の低減に配慮した行動を率先実行することによって、市民や事業者に対し協力を呼びかけ、これらの方々との協働による環境負荷の少ないまちづくりを行うことで、最終的に地球環境の保全に貢献することを目的としています。

したがって、最終的な効果を地球環境保全への貢献 (CO₂ の削減率など) としても第 1 義的效果として期待するところは、職員自身の意識改革であり、職員自身がその活動を通じて、市民や事業者へ環境負荷の低減に配慮した行動を呼びかけ、これらの方々の賛同と協力を得ることです。

(2) 環境マネジメント自己宣言

宇土市が平成15年に認証取得した環境ISOの認証取得が平成21年3月で終了しました。

これに伴い、宇土市では環境ISO認証を取得して6年が経過し、ノウハウを蓄積できたと判断し、これまでの事業の成果を踏まえ、認証の更新は行わず、市独自による環境方針に基づいた環境ISOへの取組を実践・推進していくこととし、平成21年4月1日に自己宣言をしました。

●ISO14001 認証取得から自己宣言までの流れ

| 年月日 | 項目 |
|-----------------|------------------------------------|
| 平成14年6月11日 | ISO14001 認証の取得と普及に着手することを宣言 |
| 平成14年8月19日 | 第1回環境推進員研修会 |
| 平成14年9月1日～27日 | 環境影響評価調査 |
| 平成14年9月6日 | 職員研修会 |
| 平成14年9月9日 | 環境調整会議研修会 |
| 平成14年10月5日 | 法令等要求事項の登録 |
| 平成14年10月10日 | 日本検査キューエイ株式会社（JICQA）と審査登録契約 |
| 平成14年10月10日～15日 | 著しい環境側面の登録 |
| 平成14年10月21日 | 宇土市環境調整会議開催 |
| 平成14年10月21日 | 環境方針策定 |
| 平成14年10月23日 | 宇土市環境目的・目標設定 |
| 平成14年10月25日 | 宇土市環境管理プログラム策定 |
| 平成14年10月28日 | 緊急事態一覧策定 |
| 平成14年11月1日 | 環境マネジメントシステム（EMS）仮運用開始 |
| 平成14年11月7日 | 環境管理マニュアル作成 |
| 平成14年11月22日 | 第2回環境推進員研修会 |
| 平成14年11月28日 | 内部環境監査員養成講座 |
| 平成14年12月9日 | 内部環境監査員の登録 庁内の内部環境監査員（17名）による監査 |
| 平成14年12月13日 | 予備審査 |
| 平成14年12月18日 | 内部環境監査（1次） |
| 平成15年1月14日 | 内部環境監査（2次） |
| 平成15年1月20日 | 第1段階審査（初動審査） 本審査に向けての注目点抽出 |
| 平成15年2月24日～25日 | 第2段階審査（本審査） |
| 平成15年3月27日 | 判定委員会において認証取得を承認 |
| 平成15年3月27日 | ISO14001 認証登録 |
| 平成15年4月18日 | 登録証授与式 |
| 平成18年3月27日 | ISO14001 認証登録更新 |
| 平成21年4月1日 | 環境マネジメント自己宣言 |

(3) 環境マネジメントシステムの適用範囲

- ①適用業務 宇土市のオフィス活動、事務事業及び公共事業
- ②適用施設 宇土市内に所在する市が直接管轄する建物及びそれに付随する施設に適用します。
- ③適用職員 環境管理マニュアル「(3)適用組織」に示す部局に属する市職員（再任用職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び派遣職員を含む。）及び市のために働く全ての人（市の施設内で作業する請負業者、納入業者）に適用します。

④その他

市施設内に所在する次の事業所等（以下「協力団体」という。）については、登録対象範囲外とします。ただし、環境管理責任者は、文書により環境管理マニュアルの部分的な適用について協力を要請します。

- ア 職員組合事務所
- イ 肥後銀行宇土市役所出張所
- ウ 日本管財（終末処理場）
- エ 九州総合サービス（給食センター）
- オ NPO 法人宇土の文化を考える会（市民会館）
- カ NPO 法人宇土スポーツクラブ（市民体育館）

(4) 適用規格

環境管理マニュアルで適用する規格は、「JIS Q 14001:2004（ISO14001:2004）環境マネジメントシステム—仕様及び利用の手引—」とします。

(5) 環境方針

宇土市のオフィス活動、事務事業、公共事業に関して、環境の保全と創造の取組を継続的に推進するため、基本理念及び基本方針等を含む環境方針を定め、職員及び市のために働く全ての人に周知しています。

環 境 方 針

1 基本理念

宇土市は、優れた自然と数多くの歴史的な文化遺産を有しています。これらの貴重な財産を未来の市民に引き継ぐために、環境と共生する「みんなでつくろう元気な宇土市」を目指しています。

「宇土市環境基本条例」では、行政、事業者、市民それぞれの役割を明らかにすると共に、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めて総合的かつ計画的に取り組んでいます。

これらの取り組みをより実効性のあるものにするため、ISO14001規格に適合する環境管理システムを導入し、環境への配慮の徹底を図ります。また、自らの責任と自覚の下、ISO14001規格への適合を自己決定・自己宣言し、市職員が率先して推進に努めてまいります。

2 基本方針

次に掲げる事項の中から具体的な目的・目標を定め、その実現に向けたプログラムを実行し、継続的に改善を進めると共に、環境関係法令を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。

(1) 宇土の特性を生かす自然と共生した環境にやさしいまちづくり

ゆたかな水を大切にし、きれいな空気を保ち、健康に良いまちづくりを目指すと共に、情緒漂う都市景観を形成していきます。

(2) 環境保全活動にすべての主体が協同する地域社会の形成

市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた取り組みを進めるため、市役所自ら環境保全活動を進めるほか、環境問題について市民に対する普及・啓発活動や事業者に対する支援を行います。

(3) 循環を基調とする環境調和型社会の実現

廃棄物の発生抑制やリサイクルなどの施策を推進し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを変革し、環境への負荷を抑えた循環型社会を構築します。

(4) 事務事業及び公共事業における環境配慮

環境事業に関連した市の各種計画を積極的に推進すると共に、公共事業における自然にやさしい工事方法の採用を図っていきます。

(5) 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減に向けて

庁舎におけるエネルギー消費や自動車等の使用に伴って発生する二酸化炭素や窒素酸化物その他の汚染物質の負荷量の削減を推進します。地球温暖化防止に向けたエコオフィス活動を強化推進していきます。

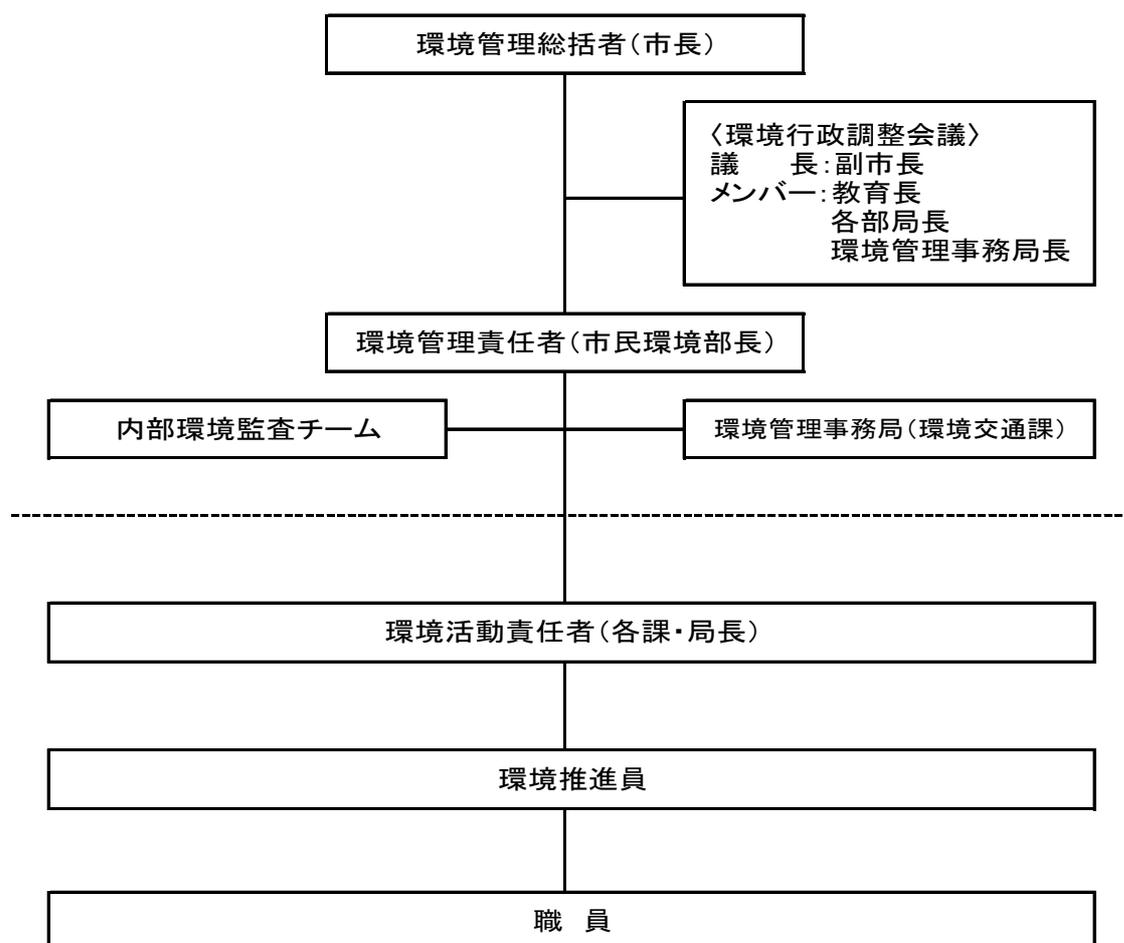
3 環境方針の周知

この環境方針は、市全職員及び市のために働くすべての人に周知するとともに、広く一般に公表します。

平成 25 年 4 月 1 日

宇土市長 元 松 茂 樹

(6) 環境管理体制



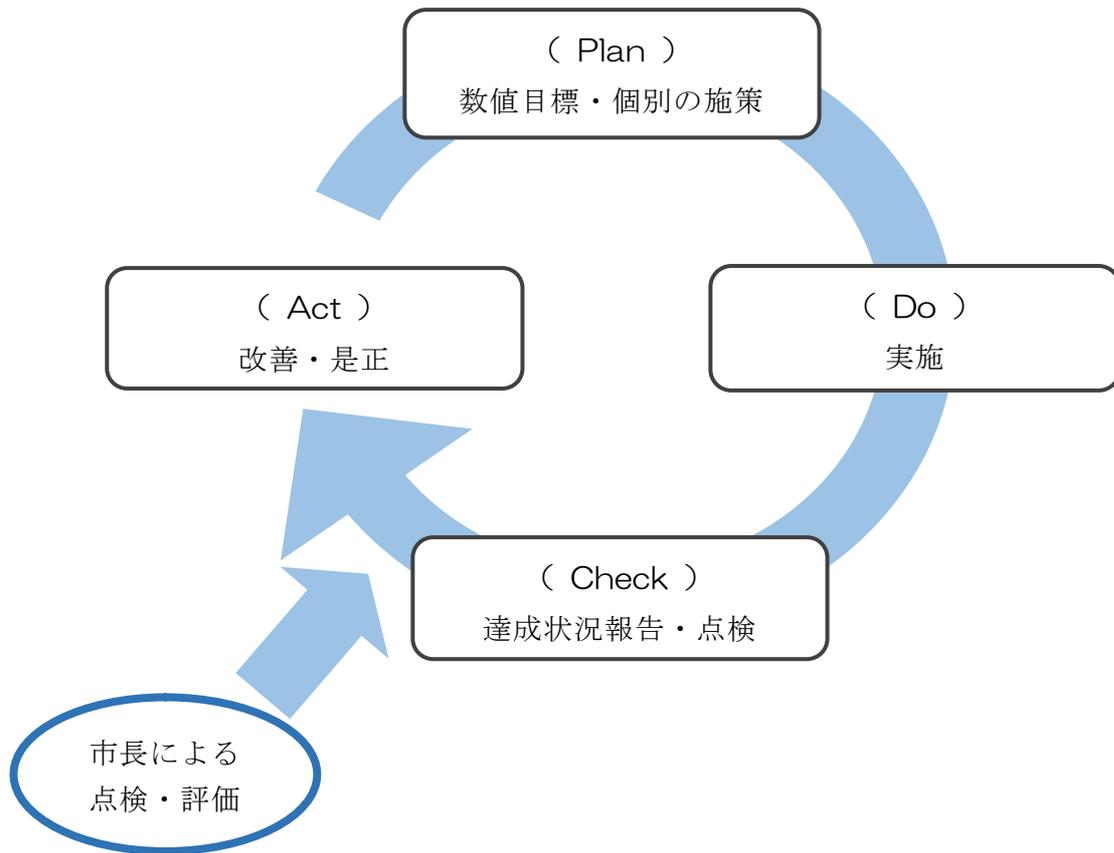
(7) 環境基本計画と環境マネジメントシステム (EMS)

宇土市では、平成 16 年 3 月に宇土市環境基本計画を策定しました。環境基本計画では、実施主体を市・市民・事業者・民間団体とし、それぞれが取り組むべき事項を行動例としてまとめています。この計画に従い、行政が取り組むべき事項については、それぞれ担当課において進めているところです。

また、それぞれの取組をまとめた環境白書を作成し、公表しています。

白書の作成に際しては、まず、行政が実施する分野について取りまとめを行う必要があります。そこで、各課における取組の進捗状況を把握するため、現在稼働中の EMS を利用し、PDCA サイクルにより環境基本計画の進行管理を行います。

具体的には、宇土市環境基本計画（施策の展開／施策の基本方針）の全項目を抽出し、EMS の目的・目標に掲げることとしました。



● EMS 環境目的・目標及び環境管理実施計画書
進捗状況一覧表（オフィス活動）（事務・公共事業）結果
令和4年度

| 区 分 | 達 成 状 況 (項目数) | |
|---------------------------|---------------|--------|
| オフィス活動目標 | 目標達成 | 3 |
| | 目標未達成 | 3 |
| | 達成率 3/6 | 50 % |
| 環境基本計画に沿った 環境施策事務・公共事業 | 目標達成 | 141 |
| | 目標未達成 | 7 |
| | 特殊事情により実施不可 | 10 |
| | 達成率 141/158 | 89.2 % |

・オフィス活動目標

| 項目 | 目標数値 (H28年度ベース) | 平成28年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成状況 |
|------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|------|
| 電力使用量 | 10%削減 | 3,097,712kwh | 3,150,618kwh | 3,105,181kwh | 未達成 |
| A重油使用量 | 10%削減 | 68,802L | 56,840L | 56,250L | 達成 |
| ガソリン、軽油使用量 | 3%削減 | ガソリン：36,118L | 23,711L | 23,166L | 達成 |
| | | 軽油：2,407L | 737L | 1,172L | |
| | | 合計：38,525L | 24,448L | 24,338L | |
| LPガス使用量 | 10%削減 | 2,485kg | 2,613kg | 2,386kg | 未達成 |
| 灯油使用量 | 10%削減 | 3,235L | 1,000L | 800L | 達成 |
| ノーカーデー実施率 | 90%達成 | 地震のため未実施 | 45.4% | 36.9% | 未達成 |

オフィス活動目標達成に向けて「不必要な照明やOA機器の電源を切ることの徹底」「空調機器の適正な温度設定」「公用車の適正管理」「低公害車の導入」など多くの取組を実施しています。今後も目標達成に向けて取組の徹底を図っていきます。

3. 環境学習

平成16年度から、市内の小中学校を対象として、環境学習出前講座を実施しています。

●令和4年度環境学習実施実績

| 年月日 | 対象者 | 内容 | 参加人員 |
|-------|--------|-----------------------------------|------|
| 7月13日 | 宇土東小学校 | ごみ処理のしくみ、工夫、ごみ減量化の取組、ごみの分別収集・模擬体験 | 46 |

4. 環境に関する活動

宇土市では、令和4年度に下記のような様々な活動を実施しています。

| 活動名 | 期日 | 内容 |
|-------------|---------------|---|
| 市職員ノーカーデー実施 | 毎週水曜日 (通年) | マイカーによる通勤を控え、徒歩、自転車、バス等の公共交通機関を利用した通勤を励行しました。 |

| | | |
|------------------------|-----|--|
| みんなの川と海づくりデー | 8月 | 例年、くまもと・みんなの川と海づくりデーで河川等の一斉清掃を行っておりますが、天候不良のため中止しました。 |
| フードドライブ | 11月 | 熊本連携中枢都市圏の取組として市役所内においてフードドライブを実施しました。 |
| エコポスターコンクール | 3月 | 環境教育の一環として、例年、市内小学5年生を対象にエコポスターを募集し、入賞者には表彰を行っていましたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止しました。 |
| 資源ごみ収集 | 通年 | 毎月第1水曜日は、宇土市の「資源の日」ですが、特別収集として、8月と12月に資源ごみ特別収集を、宇土市役所本庁、網田支所、網津支所の3ヵ所で行っています。 |
| 害虫駆除消毒 | 随時 | 希望地区に、害虫駆除のために、無料で消毒機材の貸出しを行っています。 |
| 各地区ボランティア清掃 | 通年 | 各地区で、積極的にボランティア清掃を実施しており、市では、その際に使用のごみ袋の配布、ごみ回収を行っています。 |
| こどもエコクラブ | 通年 | 「こどもエコクラブ」は、次代を担う子ども達が主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援することを目的として、平成7年度から環境庁（現環境省）が実施している事業です。宇土市では、環境交通課内にこどもエコクラブの事務局を設置しています。 |
| 廃棄物の不法投棄巡回監視指導及び回収 | 通年 | 各地区を巡回し、不法投棄や廃棄物処理法で禁止されている廃棄物の野外焼却を未然に防止します。また、不法投棄ごみを回収することで、景観の維持を行っています。 |
| 廃食油の収集 | 通年 | ご家庭で使用済みとなった天ぷら油等を回収して環境負荷の少ない代替燃料へとリサイクルし再利用しています。 |
| バイオディーゼル燃料(B5)の公用車への利用 | 通年 | 宇土市の公用車へのバイオディーゼル燃料(B5)の利用を始めました。 |

5. 広報活動（広報うと掲載内容）

宇土市では、環境に関する身近な情報をいち早く市民の方に届けるために、広報紙にて周知活動を行っております。

| 掲載号 | 広報紙での周知活動 |
|------|--|
| 4月号 | 光化学スモッグ、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）、地下水を育む募金箱 |
| 5月号 | 生ごみ処理機補助金、カーテングみの出し方 |
| 6月号 | 掲載なし |
| 7月号 | 事業系ごみの出し方、補助金（雨水タンク、雨水浸透ます、浄化槽） |
| 8月号 | 資源ごみ特別収集、宇城クリーンセンター特別開場、災害時ごみの出し方 |
| 9月号 | 台風接近時のごみ収集、ごみの出し方（ごみサク）、浄化槽の法定検査 |
| 10月号 | 宇城クリーンセンター特別開場、地下水シンポジウム |
| 11月号 | 掲載なし |
| 12月号 | 不法投棄は重大な犯罪、野焼きの禁止、河川への油流出事故を防ごう、資源ごみ特別収集、年末年始のごみ収集 |
| 1月号 | 年始のごみ収集 |
| 2月号 | 使わなくなった製品はリユースで有効活用 |
| 3月号 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え |

第9章 市の取組

1. 環境基本計画

本市では、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の基本構想を踏まえ、環境行政の指針となる宇土市環境基本計画を策定しました。

(1) 計画策定の背景

本市は有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれるとともに、陸海交通の要衝の地として、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。現在も県内の主要な幹線道路や鉄道が集中し、県庁を有する熊本市に隣接していることから、宅地開発や産業の集積が進められ人口が増加してきました。

本市では、平成14年3月に宇土市環境基本条例を定め、平成16年3月に宇土市環境基本計画を策定しました。平成20年度には本体計画で示される行動例の趣旨はほぼそのままとして、行動例を簡素化・統合し、主体ごとに分割し冊子としてまとめるかたちで内容を見直した実施計画書を策定しました。

また、平成31年4月には、「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」をスローガンとした「第6次宇土市総合計画」を策定しております。

国においては、平成30年に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指しています。

県においては、令和3年に第4次熊本県環境基本指針及び第6次熊本県環境基本計画が策定されました。この中で目指すべき姿として「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」「様々なリスクに備えた社会」の5つが位置付けられています。



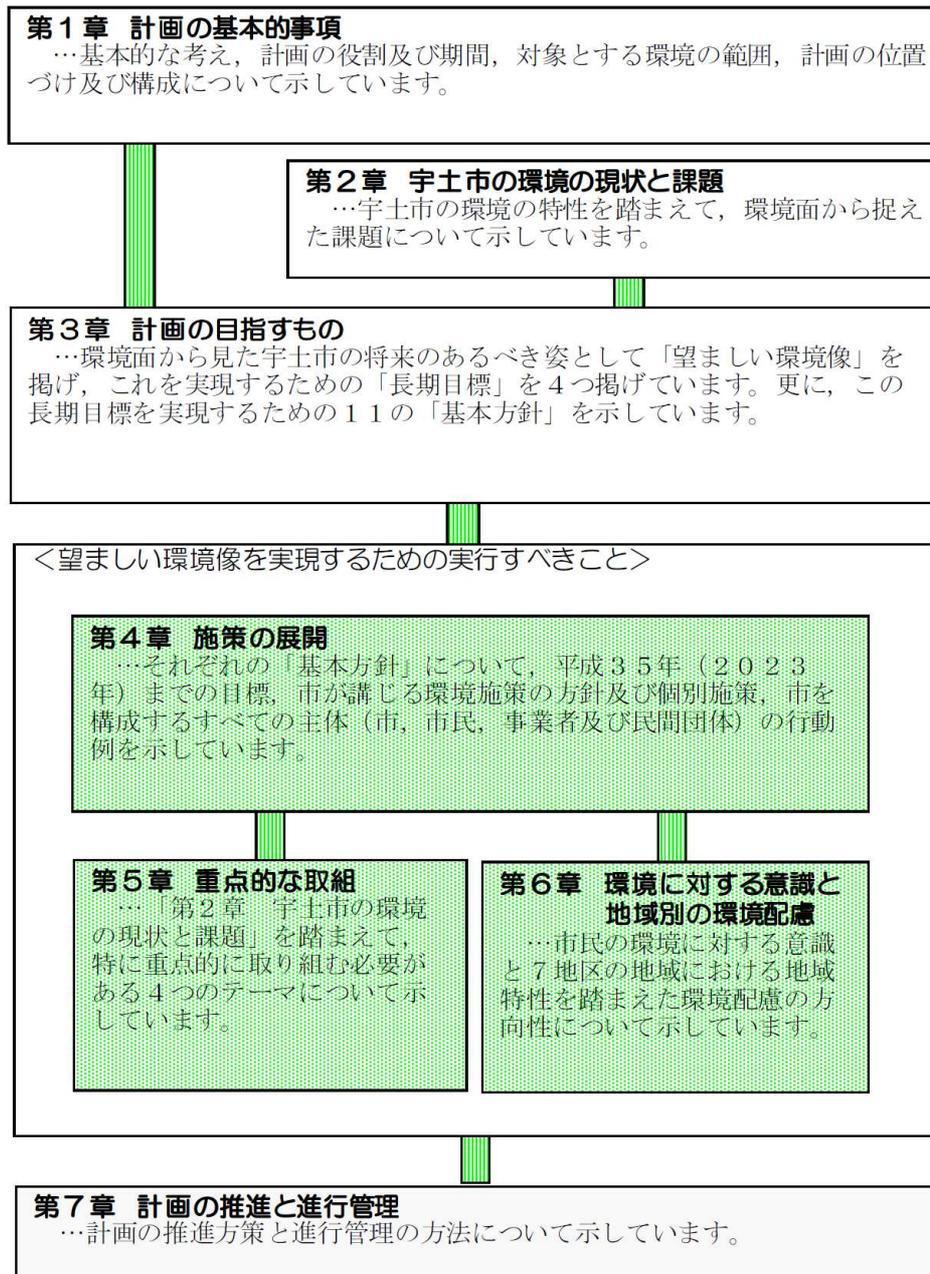
出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

近年、環境を取り巻く状況については、循環型社会への移行、気候変動の問題や再生可能エネルギーへの転換、ハイブリッドカーや電気自動車などエコカーの普及、生物多様性の問題等めまぐるしく変化しています。

その中で、宇土市環境基本条例において掲げている持続可能な社会を実現するためには、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、本市の将来あるべき姿を目指して、総合的な視点から計画的に取組を進めていく必要があります。

(2) 計画の構成

本計画の構成概要は、以下のとおりです。



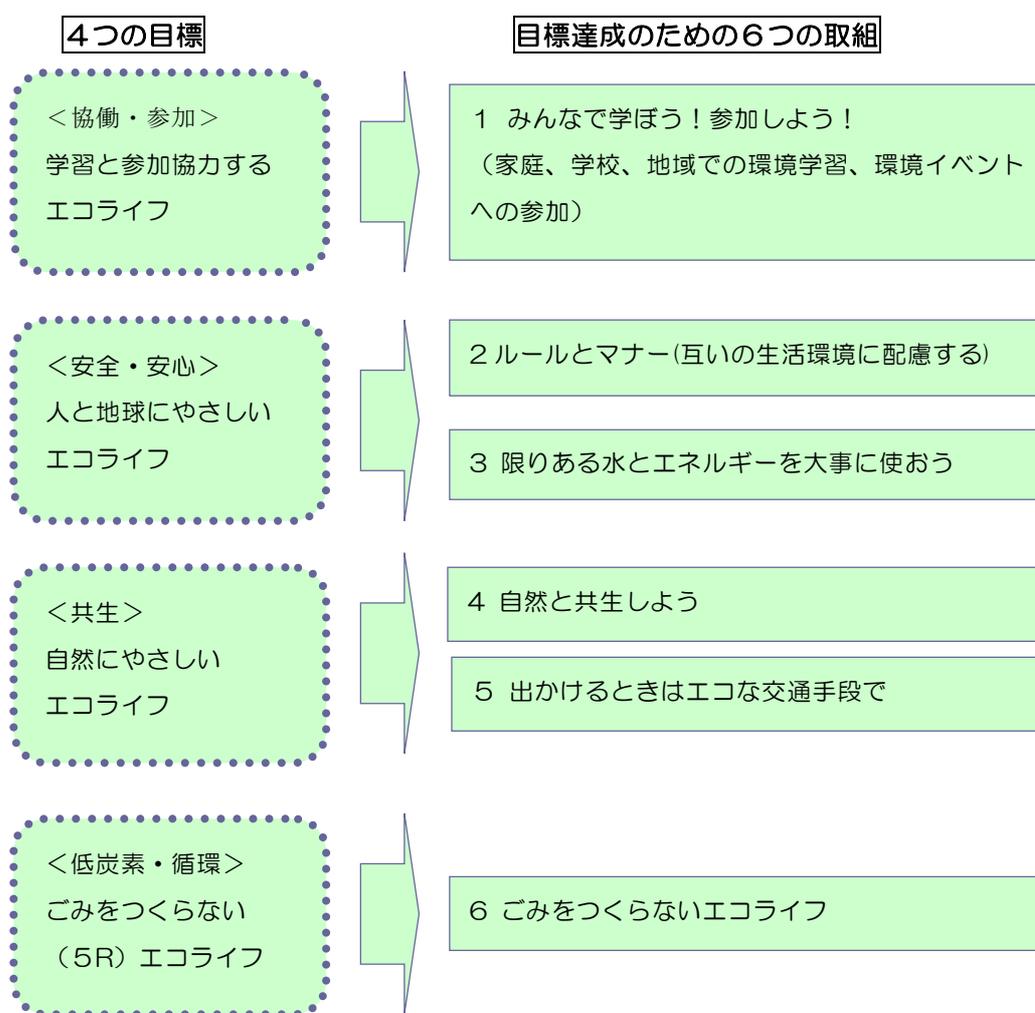
◆ 第3次宇土市環境基本計画の構成

2. エコライフ計画

(1) エコライフ計画

市では、環境にやさしい都市づくりの指針として、「宇土市エコライフ計画」を策定しました。本計画の構成概要は、以下のとおりです。

◆エコライフ計画の構成



3. 宇土市環境審議会

本市では、市の区域における環境保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会を設置しています。

環境審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議します。

- ・基本計画等の策定及び変更に関すること。
- ・環境調査を行うために必要な指針に関すること。
- ・年次報告書に関すること。
- ・その他環境行政の総合的推進に関する重要事項

(1) 審議会の概要

宇土市環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第44条及び宇土市環境基本条例第19条の規定に基づき設置された合議制の機関であり、地方自治法第138条の4及び第202条の3に規定する執行機関の附属機関に該当します。したがって、審議会の委員の委嘱は市長が行い、審議会は市長の諮問機関として位置付けられています。

附属機関という性格上、審議会が行う答申に法的拘束力はありません。しかし、本市における環境行政の公正性・信頼性を確保するため特に審議会を設けた趣旨から、市長の諮問事案についての答申内容は、十分に尊重する義務があります。

(2) 審議会委員

審議会の委員の構成は宇土市環境基本条例にて以下のとおり規定されています。

- 1 審議会は、委員5人以内をもって組織する
- 2 委員は、環境に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4. 進行管理

(1) 環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況

①令和4年度環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況総括表

| 区 分 | 達 成 状 況 【項目数】 | |
|---------------------------|---------------|--------|
| 環境基本計画に沿った環境 施策事務・公共事業 | 目標達成 | 141 |
| | 目標未達成 | 7 |
| | 特殊事情により実施不可 | 10 |
| | 達成率 141/158 | 89.2 % |

令和4年度の達成率は89.2%であり、令和3年度の88.6%より高くなっています。この理由としては、新型コロナウイルス感染症対策のため中断されていた事業が再開されたためです。

②令和4年度長期目標別環境基本計画に沿った環境施策進捗状況表

| 長 期 目 標 | 総項目数 | 達成数 | 未達成数 |
|----------------------------------|------|-----|------|
| 「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて | 18 | 16 | 1(1) |
| 「みんなで育む安心なくらしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて | 70 | 62 | 1(7) |
| 「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」の実現に向けて | 31 | 28 | 2(1) |
| 「みんなで取り組む資源循環・低炭素のまち」の実現に向けて | 39 | 35 | 3(1) |

※ () 書きは特殊事情により実施不可となったものになります。

※詳細な施策、取組内容等については資料編を参照してください。

資料編

1. 環境基本計画に沿った環境施策進捗状況
2. 用語の解説

ページ

1

1 2

1. 環境基本計画に沿った環境施策進捗状況

1. 長期目標「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて

①環境学習を通しての環境意識の向上

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|-------------------------------|--|------|-------|---|
| 1. 学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進 | 学校における環境教育・環境学習のための教材や情報を収集・提供し、環境をテーマにした総合学習の時間への支援を図る。 | ○ | 環境交通課 | 小学生を対象に環境出前講座を年1回実施した。 |
| | | ○ | 学校教育課 | 全小学校で5年生を対象に水俣に学ぶ肥後っ子教室を実施した。 |
| | 小学校から中学校への段階を考えた環境教育の体制づくりを推進する。 | ○ | 学校教育課 | 各学校で学校版ISOへの取組として環境教育を努力目標に掲げ推進した。 |
| | 学校と地域（市民、事業者及び民間団体）が一体となり、児童・生徒による自然・文化等の体験的活動（「緑の少年団」等学社連携、学社融合）が進められる環境づくりを推進する。 | ○ | 学校教育課 | 全小学校で5年生を対象に水俣に学ぶ肥後っ子教室を実施した。 |
| | | ○ | 文化課 | 歴史や文化財に関する講話の実施（計2回）、地元生徒による獅子舞披露（文化祭時）に対する支援（計8回）を行った。例年、小学3・4年生の総合的な学習の時間に講師依頼を受けることが多いが、新型コロナウイルス感染症の影響のためか、依頼が以前より減っている。依頼があったものは全て引き受けている。 |
| 2. 家庭、地域社会、職場における環境教育・環境学習の推進 | 地域社会における自然・文化等の体験的活動（「こどもエコクラブ」を始めとした自然・文化等の体験の場）を推進する。 | ○ | 環境交通課 | こどもエコクラブに3団体（3クラブ）登録した。 |
| | 地域社会や職場に、環境保全に関する出張講師を派遣する。 | — | 環境交通課 | 環境学習の依頼がなかったため未実施。 |
| | | ○ | 中央公民館 | 環境学習講座（リ・グラスアート教室等）を行った。 |
| 3. 環境情報の公開と共有 | 環境監視データ等の環境情報の公開を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 年次報告書に記載し、ホームページや情報公開コーナーにて公開した。 |

②環境配慮行動の推進

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|----------------------------|---|------|-------|---|
| 4. 家庭、地域社会、職場における環境保全活動の推進 | 「エコライフ計画」及びSDGsに関する市民への普及・啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 宇土市民及び転入者にエコライフ計画を配布した。 |
| | 環境保全協定の締結及び充実を推進し、事業者により一層の環境保全への取り組みを促す。 | ○ | 環境交通課 | 進出企業等があれば業種を精査し、環境保全協定の締結を促している。締結企業からは、毎年順守報告を受けている。 |
| | | ○ | 商工観光課 | 工場増設の相談が多く、緑地を適正に確保するよう指導を行った。 |
| | 地域全体が積極的にボランティア活動を実践できるように、ボランティア活動への支援を促進する。 | ○ | 環境交通課 | くまもとみんなの川と海づくりデー及び船場川クリーン作戦は雨天のため中止。地区のボランティア活動のためのゴミ袋支給を行った。 |

| | | | | |
|-------------------------------|--|---|-------|---|
| 5. 市における率 先的な環境保全活 動の展開 | 市職員が自ら環境保全活動を実践できるように、市職員に対する研修会の開催及び参加を促進する。 | ○ | 総務課 | 新規採用職員に対する研修を2回実施した。 |
| | 環境マネジメントシステム（EMS）により環境基本計画の運用を行う。 | ○ | 環境交通課 | H19年度から年次報告書を作成・公表し、運用している。 |
| 6. 組織づくり | 市、市民、事業者及び民間団体が協働して参画できる環境保全のための話し合いの場を設け、環境保全への取り組みを推進する。 | × | 環境交通課 | 環境推進連絡会議未開催 |
| | 環境保全活動を効果的に行うために、地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワークを形成するための環境整備を図る。 | ○ | 環境交通課 | 婦人会員に「地球温暖化防止活動推進員」になってもらい、環境保全の推進を図った。 |
| | | ○ | 中央公民館 | 婦人会によるホウ酸団子作りを行った。 |

2. 長期目標「みんなで育む安心なくらしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて

③豊かな湧水の保全と適正利用

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|----------------|---|------|-------|---|
| 7. 地下水の水質汚濁の防止 | 有害物質の使用に対する監督・指導の徹底を図る。 | ○ | 環境交通課 | 年1回地下水調査を実施した。 |
| | 地下水の定期的な水質調査・監視体制の充実を図り、汚濁の危険性が判明した場合には、汚濁原因の解明や適切な保全対策を実施する。 | ○ | 環境交通課 | 県計画に基づき県調査・市調査を併せて実施している。 |
| | 下水道事業の拡充整備の推進とともに、生活排水処理に対する市民の意識啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 下水道区域外の浄化槽設置に対し45件補助金を交付し、生活排水処理対策を推進している。 |
| 8. 地下水量の回復 | 公共事業の実施にあたっては、透水性舗装や透水性柵の設置等の雨水の地下浸透機能に配慮する。 | — | 都市整備課 | 令和4年度は対象となる事業なし。 |
| | 森林の水源かん養機能の向上・維持のために、広葉樹林の育成や針葉樹林の下草刈り等の手入れを推進する。 | ○ | 農林水産課 | 宇土市林業振興事業補助金を交付し、森林の育成を図り水源かん養機能の向上・維持を推進している。 |
| | 雨水利用や中水利用、工場における回収水利用を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 平成24年度から雨水タンク設置補助制度を開始しており、補助金を3件交付した。また、地下水を利用する工場等には、許可申請時に回収水利用等をすすめている。 |
| | 地下水かん養の推進のため、住宅用雨水浸透柵の設置を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 平成24年度から雨水浸透柵設置補助制度を開始している。令和4年度は補助金の申請はなかった。 |
| 9. 轟水源の保全と活用 | 轟水源の水源かん養域を対象に、水源かん養林として広葉樹林の育成や樹林地の安易な伐採の抑制を図る。 | ○ | 農林水産課 | 宇土市森林整備計画において、公益的区域に設定し安易な伐採を防いでいる。 |
| | 轟水源周辺の遊歩道の整備や轟水源に関する案内・説明板の設置を図り、轟水源及び地下水に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。 | ○ | 商工観光課 | 水源周辺環境整備のため維持管理を実施している |
| 10. 水資源の安全的確保 | 水道施設の給水区域の拡充整備を推進するとともに、安心して使用できる水資源の継続的な確保を図る。 | ○ | 上下水道課 | 水質管理は、水道法に基づく維持管理を行い、水資源の確保は上天草宇城水道企業団から安定供給を受けている。 |
| 11. 周辺市町村との連携 | くまもと地下水財団において地下水保全の取り組みを促進するとともに、その他必要に応じて、地下水保全のために周辺市町村との連携を図る。 | ○ | 環境交通課 | くまもと地下水財団の一員として地下水保全の推進を行っている。 |
| | 熊本地域地下水総合保全管理計画に基づき地下水盆を共有する県と14市町村と連携して地下水保全を推進する。 | ○ | 環境交通課 | くまもと地下水財団の一員として地下水保全の推進を行っている。 |

| | | | | |
|--------------------|---|-------|------------------|--|
| 1 2. 地下水利用意識の啓発 | 住民参加型の水源かん養林の造成事業を推進し、地下水に関する市民への意識の啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 広報うとによる啓発を3回行った。 |
| | | ○ | 農林水産課 | 森林経営管理制度において、森林の多面的機能（水源涵養他）発揮に向けた、意向調査や現地調査を実施し、地下水に関する意識の啓発を図った。 |
| | ○ | 環境交通課 | 広報うとによる啓発を3回行った。 | |
| 1 3. 2、4、5-T系除草剤対策 | 国に対して本市に埋設されている2、4、5-T系除草剤の早急な撤去を要望する。撤去までの期間について、定期的な土壌・水質検査を要望する。 | ○ | 環境交通課 | 国に撤去を要望し、定期的に九州森林管理局と現地確認を行った。 |

④有明海の水質保全

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|-----------------------|---|------|-------|--|
| 1 4. 生活排水対策 | 公共下水道終末処理場の拡充整備と合わせて、地域の実情に応じた漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を推進する。 公共下水道及び漁業集落排水事業への加入・接続、又は処理方式を推進する合併処理浄化槽の設置に関する市民意識の啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 合併浄化槽設置者（個人用住宅）に対し、補助を行っている。また、平成26年度からは、汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合補助を拡大している。45件補助を行ったほか、年1回広報うとによる啓発等を行い、生活排水対策の推進を行っている。 |
| | | ○ | 農林水産課 | 啓発用のチラシを作成し、生活排水対策の推進を行った。 |
| | | ○ | 上下水道課 | ホームページ等による啓発等を行い、生活排水対策の推進を行っている。 |
| | 石けん・洗剤の適量使用や廃食用油の適正処理等、生活排水処理に対する市民意識の啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 廃食用油のリサイクルを実施し、令和4年度は3,1740の廃食用油を回収した。 |
| | EM菌に関する情報の収集、調査・研究を推進するとともに、EM菌に関する情報を提供する。 | ○ | 環境交通課 | エコライフ計画において情報を提供している。また、宇土ライオンズクラブが実施するEM菌普及活動を支援するため、EM原液を支給している。 |
| 1 5. 水質の監視・汚濁の防止 | 熊本県との連携も含めて、市全域の河川及び海域の水質の状況を把握できるように、定期的な水質調査及び監視体制の充実を図る。 | ○ | 環境交通課 | 県計画に基づき、国・県が調査を実施し、市独自に市内主要河川の水質調査を年4回実施した。 |
| | 水質の汚濁に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 | ○ | 環境交通課 | 年1回主要事業者からの排水の水質調査を実施した。 |
| | 熊本県の研究機関等と協力して、のり養殖に用いられる酸処理の現状把握を推進し、必要に応じて適切な対策を検討する。 | ○ | 農林水産課 | 漁協独自に適正な酸処理を実施、構築した。 |
| 1 6. 公共工事における水質浄化への配慮 | 河川改修工事にあたっては、河川の自然水質浄化能力に関係の深い水辺植物の生育や底生生物の生息及び底質に配慮する。 | — | 土木課 | 令和4年度は対象となる工事なし。 |

⑤安全で快適な生活環境の保全

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|--------------------|---|------|-------|--|
| 17. 化学物質対策 | シックハウス症候群や環境ホルモン等有害な化学物質についての情報を収集し、提供する。 | ○ | 環境交通課 | 国・県等からの情報を関係各課へ提供した。 |
| | | ○ | 学校教育課 | 国・県等からの情報を関係各課へ提供した。 |
| | 公共施設の新設に際しては、シックハウス症候群や環境ホルモンによる影響に配慮する。 | — | 都市整備課 | 令和4年度は新設物件なし。 |
| | | — | 学校教育課 | 令和4年度は新設物件なし。 |
| | 「学校環境衛生の基準」に基づき、小中学校におけるシックハウス症候群についての調査等を計画的に実施する。 | ○ | 学校教育課 | 教室内空気環境測定を毎年1回実施している。 |
| | 農薬及び化学肥料の種類及び量についての適正使用を推進するとともに、特に広範囲・大量に使用する事業者に対しては、周辺住民への事前周知に努める等の配慮を図るように助言・指導する。農薬及び化学肥料の使用量の把握に努める。 | ○ | 農林水産課 | 農薬の適正使用について、ポスターを掲示し、周知を図った。 |
| | 熊本県の水銀対策に向けた取り組みに協力し、代替製品等への転換促進への周知や水銀含有製品の回収に努める。 | ○ | 環境交通課 | 水銀含有製品の回収を行っている。 |
| 18. 震災からの復興 | 熊本地震による被災家屋解体後の空き地の適正な管理を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 定期的にパトロールを行った。 また、住民から連絡があった際は、所有者へ土地の適正管理について説明を行った。 |
| 19. 大気汚染物質の固定発生源対策 | 大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 | ○ | 環境交通課 | 熊本県と連携して行っている。 |
| 20. 自動車交通対策 | 自動車交通の沿道への影響を低減するために、歩道及び緑地帯の整備の推進や、適切な用途地域指定等による道路沿いに適した土地利用の誘導を図る。 | ○ | 都市整備課 | 指定した用途により、土地利用の制限、誘導を行っている。 |
| | エコドライブを積極的に展開し、市民及び事業者への普及・啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | EMSにより、公用車等のアイドリリングストップの啓発を図っている。市民にはエコライフ計画にて啓発しているが、事業所への普及については未実施。 |
| | | ○ | 財政課 | 毎月、燃料単価を全庁メールで周知する際、公用車等のエコドライブについても啓発を図っている。 |
| | 「ノーカーデー」や「2km以内のマイカー通勤の自粛」を積極的に実践する。 | ○ | 環境交通課 | 毎週水曜日をノーカーデーに設定し、職員に啓発を行っている。 |
| | 公用車の買い換え時期に合わせて、環境への負荷が少ないエコカー（低公害車、低排出ガス車、低燃費車等）に随時移行する。 | ○ | 財政課 | グリーン購入指針に基づき、原則として買い替え時にはエコカーを購入している。 |
| 21. 野焼対策 | 野焼き防止に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 広報紙に1回掲載し、パトロール等で啓発した。 |
| | 野焼きの監視・指導の徹底を図る。 | ○ | 環境交通課 | 監視・指導のためパトロールを行った。 |

| | | | | |
|-----------------|--|---|-------|---|
| 22. 悪臭の防止対策 | 悪臭に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、悪臭防止設備の整備に対する助言・支援を図る。 | ○ | 環境交通課 | 通報等を受けて、事業所に対策を促している。 |
| 23. 騒音及び振動の防止対策 | 騒音及び振動に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 | ○ | 環境交通課 | 騒音及び振動に関する各種届出の相談や提出があった際には指導を行っている。 |
| | 道路交通騒音の現況把握及び監視のために、継続的な道路交通騒音の調査体制の整備を図る。 | ○ | 環境交通課 | 定期的に道路交通騒音の測定を行っている。 |
| 24. 地盤沈下の未然防止対策 | 国や熊本県との連携を図り、継続的な地下水位及び地盤沈下の調査・監視を推進し、地盤沈下の未然防止を図る。 | ○ | 環境交通課 | 県や他市町と連携し策定した熊本地下水総合保全管理計画を基に節水やかん養行い、地下水位の保全を保ち地盤沈下を未然に防止している。 |
| | 「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための市の役割を促進する | ○ | 環境交通課 | 大口の地下水採取者から年1回地下水採取量報告書の提出を受け付けており、広報うとで啓発している。 |
| 25. 公害防止体制の整備 | 環境保全協定を既に締結している事業所に対しては必要な見直しを実施して効果的な運用を図る。また、環境保全協定を締結していない事業所に対しては、環境負荷の程度に応じた環境保全協定の締結を促進する。 | ○ | 環境交通課 | 毎年、遵守状況報告書により協定の遵守状況を確認している。 |
| | 関係機関との連携を図り、公害苦情の適切で迅速な処理及び解決を図る。 | ○ | 環境交通課 | 25件の公害苦情の処理を行った。 |

⑥交通・公共施設のバリアフリーと都市景観の保全

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|-------------------|---|------|-------|---|
| 26. 安全性（交通基盤）の確保 | 交通安全施設に対する市民の要望の把握に努め、関係機関との協議により、市民からの要望の実現に努める | ○ | 環境交通課 | 各行政区からの要望により実施している。 |
| | 高齢者、児童生徒、歩行者等の安全対策のため、歩道、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設及びバリアフリーの整備を推進する | ○ | 環境交通課 | 各行政区からの要望により整備している。 |
| | | ○ | 土木課 | 交通安全及びバリアフリーに配慮した整備を実施。 |
| | | ○ | 都市整備課 | 安全な歩行空間を確保するため、都市計画道路北段原線の未整備区間の工事に着手した。 |
| 27. 公共交通の整備・充実 | JR宇土駅へのアクセス道路の整備や駅周辺の駐車場・駐輪場の整備を推進する等、市民が利用しやすい効率的な公共交通の整備に努める。 | ○ | 企画課 | コミュニティバス、ミニバスを整備している。また、交通空白地だった網田地区において、令和3年10月からデマンドバスの本格運行を行っている。 |
| | 公共交通（バス及びJR）の積極的な利用に関する市民意識の啓発を図る。特にバス路線の維持のために、バス路線利用に関する市民意識の啓発を図る。 | ○ | 企画課 | 広報や市ホームページで定期的に啓発を行っている。また、令和4年度はコミュニティバス「行長ちゃん号」10周年記念事業を実施し、バス利用に対する啓発を行った。 |
| 28. 人にやさしい公共施設の整備 | 公共施設の新規建築に際しては、バリアフリーに配慮した設計とする。 | — | 土木課 | 令和4年度は対象となる施設なし。 |
| | | — | 都市整備課 | 令和4年度は新規建築なし。 |
| | | — | 学校教育課 | 令和4年度は新規建築なし。 |
| | 民間企業における施設のバリアフリー化に対する補助金制度の普及を図る。 | ○ | 都市整備課 | 普及を行ったが、補助金制度の申請はなかった。 |

| | | | | |
|---------------------------|---|---|-------|---|
| 29. やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出 | 地域に合った良好な都市景観形成のための地区計画や緑化協定等の制定に向けて、市、市民及び事業者が連携を図っていくための環境づくりを進める。 | × | 都市整備課 | マスタープランにおいて地区計画等の位置づけは行っているが、具体的な取組を行っていない。 |
| | 街路樹等の緑地保全に努め、調和のとれた建築物、屋外広告物、街路樹や花壇の整備等を進め、安らぎの感じられる都市景観形成を図る。特に、国道57号沿いでは、「熊本県景観条例」に基づく沿道景観の向上を推進する。 | ○ | 都市整備課 | 県と協力して屋外広告物のパトロールや街路樹の剪定及び花いっぱい運動（中央公園への花植え、市民への花苗配布）等を行い、沿道景観の向上を推進している。 |

⑦文化（自然・環境関連）遺産の保存と活用

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|------------------------|--|---------|--|--|
| 30. 文化遺産の保存と活用 | 文化財を一般に公開して活用するための施設の整備を推進する。 | ○ | 文化課 | 教育委員会が新庁舎に移転した後の建物の活用について、庁内で協議を進めた。また、市立図書館郷土資料室にて、轟貝塚の国史跡指定を記念した企画展を実施した。 |
| | 文化財保存団体の育成及び後継者づくりを支援する。 | ○ | 文化課 | 文化財保存団体等への補助を行った（5団体）。 |
| | 文化遺産を自然公園や祭りと合わせた観光資源として整備を図る。 | ○ | 文化課 | 国指定重要有形民俗文化財「宇土の雨乞い大太鼓」を用いた宇土大太鼓フェスティバルを、開催時期を10月に変更し、3年ぶりに開催した。多数の観客で賑わった。 |
| | | ○ | 商工観光課 | 新しい観光パンフレットを作成しており、網田レトロ館などの歴史的建造物を掲載している。 |
| | 周辺の自然環境の保全に配慮した文化遺産の資源整備を促進する。 | ○ | 文化課 | 景観に配慮した文化財解説サインを設置した（新規1基）。 |
| 31. 文化遺産の保存・継承のための意識高揚 | 文化団体の活動を支援するとともに、文化団体と協力して文化施設等の活用・イベントの開催を企画する。 | ○ | 中央公民館 | 講座において、文化に関する講話や史跡巡りといった活動を行った。 |
| | | ○ | 文化課 | 「宇土大太鼓フェスティバル」を3年ぶりに開催。地区保存会の参加がなかったものの、多くの人で賑わった。「宇土市芸術文化祭」と「地域伝統芸能祭」はほぼ通常どおり開催した。 |
| | 学校の総合学習の時間を利用して児童・生徒が文化遺産に親しむ機会の充実を図る。 | ○ | 学校教育課 | 網田の焼き物、鶴城の踊りなどに親しむ機会の充実を図っている。 |
| | 文化施設や文化活動等に関する情報を「広報うと」に掲載する。 | ○ | 文化課 | 「広報うと」に市の歴史や文化財を紹介する「温故知新〜うと学だより〜」を連載しているほか、轟貝塚国史跡指定の特集、大太鼓フェスティバルの開催に関する記事など、文化財・文化活動に関する比較的大きな記事を掲載した。 |
| | ○ | 生涯活動推進課 | 文化・芸術活動などの指導者を募る人材活用事業の利用者、登録者の募集や登録状況等を広報に掲載している。 | |

3. 長期目標「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」の実現に向けて

⑧豊かな自然環境と生物多様性の保全

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|-------------------|---|------|-------|--|
| 32. すぐれた自然と生態系の保護 | 県立自然公園、鳥獣保護区、天然記念物・名勝等法令に基づく指定対象について、適正な保護・保全を図るための配慮・指導を推進する。 | ○ | 農林水産課 | 鳥獣保護区において適正な数値になるように計画し、イノシシなどの捕獲を行った。 |
| | 特定外来生物のクリハラリス（タイワンリス）の根絶及び封じ込めのため、関係機関で組織された協議会での検討事項を取り入れながら行政と地域と連携した取組を行う。 | ○ | 農林水産課 | 地域から情報提供を促し、クリハラリスの根絶確認のための、モニタリング調査を実施した。（R4年度捕獲実績なし） |
| | 野生鳥獣を保護するとともに、被害を及ぼす野生鳥獣は捕獲を図るなど適正な水準に減少させる取り組みを推進する。 | ○ | 農林水産課 | 猟友会へ依頼し、有害鳥獣であるイノシシを825頭捕獲した。 |
| 33. 有明海の干潟の保全と活用 | 景観的な視点、生物多様性の視点、水質の浄化機能、人と自然との触れ合いの視点等の多面的な視点に立った総合的な保全策を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 河川水と工場排水の定期的な水質検査を行うことで監視体制の充実を図り、事業所等に対する指導等を行っている。 |
| | | ○ | 農林水産課 | 干潟の耕うんと食害生物の除去を行った。 |
| | 干潟の生き物に配慮し、熊本県立自然公園条例等の各種関係法令に基づいた干潟の適切な保全と活用を推進する。 | ○ | 農林水産課 | 干潟の耕うんと食害生物の除去を行った。 |
| | 干潟等に堆積した泥土の浚渫及び耕耘を推進し、国に緑川上流ダムの有効利用（泥土・土砂の堆積・流出を考慮した計画的な水の放流等）の提言を図る。 | ○ | 農林水産課 | 平成22年から漁場耕耘を実施している。 |
| | 干潟の生き物調査を企画・実施し、干潟等の生き物に関する情報の提供を図り、干潟等の保全に関する意識の啓発を図る。 | ○ | 農林水産課 | 稚貝調査と干潟の生物調査を行い、結果を漁協に報告し干潟保全の啓発を行った。 |
| | 干潟の清掃活動に関する市民及び事業者への意識の啓発を図り、清掃活動への市民、事業者及び民間団体の参画を促す。 | ○ | 農林水産課 | 清掃活動を地域住民、事業者と協同して1回行った。 |
| 34. 身近な自然の保全と創出 | 熊本県への要請を含めて、多自然型護岸等によりホタルや魚等の生息に配慮した河川整備を推進する。 | — | 土木課 | 令和4年度は対象となる工事なし。 |
| | 生き物に配慮した緑地の保全・創出を推進する。 | ○ | 都市整備課 | 市自然公園管理条例に基づき定期的な管理や巡回を行い、適正な保護・保全を行っている。 |
| | 無秩序な農地転用を抑制し、農地の適切な保全・活用を図る。 | ○ | 農林水産課 | 農地パトロールを実施した。 |
| | 生態系をかく乱する外来種に関する情報を公表し、外来種が広がらないように、市民意識の啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | ホームページ、広報等で周知を行った。 |
| | | ○ | 農林水産課 | クリハラリスの根絶確認のための、モニタリング調査を実施した。また、アライグマに関する情報の啓発を行った。 |

| | | | | |
|---------------------------|--|---|-------|------------------------------------|
| 35. 開発における環境配慮 | 自然環境に配慮しながら、宇土市総合計画及び都市計画マスタープランに基づいた総合的かつ計画的な土地の有効利用を図る。 | ○ | 都市整備課 | 都市計画マスタープランに基づいた計画的な土地の有効利用に努めている。 |
| | 各種開発に対しては、都市計画法、森林法等の関連法令に基づき、規制や指導・助言等を行うとともに、環境影響評価制度の適切な運用により、自然破壊及び災害の未然防止に努める。 | ○ | 都市整備課 | 人為による災害防止に関する条例に基づき災害等の未然防止に努めている。 |
| 36. 自然保護の意識の啓発 | 自然環境に関する情報を、積極的に収集し、収集した情報を発信するように努める。 | ○ | 環境交通課 | エコライフ計画、環境基本計画及び広報うとによる啓発を行った。 |
| | 環境教育や自然体験、植林活動及び自然環境調査等のイベントの支援、企画・運営を図り、市民及び事業者への自然保護の意識の啓発を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 小学生を対象に環境出前講座を1回行った。 |
| | | ○ | 農林水産課 | 各小学校の緑の少年団への活動費補助を行っている。 |
| 37. 生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保 | 市民及び事業者への住吉神社及び雁回山の自然林についての情報提供を促進し、自然林の保護に関する意識の啓発を図る。 | × | 農林水産課 | 令和4年度は広報や啓発を行っていない。 |
| | 天然林の回復や広葉樹林の育成及び複層林の創出を計画的に進めるように助言し、支援を図る。 | × | 農林水産課 | 令和4年度は助言や支援を行っていない。 |
| 38. 森林の公益的機能の維持・強化 | 市民の要望や、山地のバトロール等で判明した対策が必要な箇所については、土石の流出、崩壊等を防止し、国土の保全や災害防止等を含めた森林保護を行うため、復旧治山、予防治山等の治水・治山事業を計画的に推進するとともに、国・県に治山・治水対策を計画的に行うよう要請する。特に点在する土砂流出及び崩壊防備のための保安林の整備と保全を推進する。 | ○ | 農林水産課 | 該当箇所について、定期的にバトロールを行った。 |

⑨人と自然との触れ合いの確保

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|------------------------|--|------|-------|---|
| 39. 水と緑のあふれる生活空間の保全と創出 | 市民が快適に利用できるような都市公園の整備に努める。 | ○ | 都市整備課 | 日常の公園巡回、樹木の剪定等を行うことにより、快適な公園環境の整備・維持に努めている。 |
| | 桜、つつじ、野鳥及び池等の特色を有効的に生かした自然公園の整備を促進する。 | ○ | 商工観光課 | 立岡自然公園の駐車場整備を実施した。 |
| | 河岸、海岸などにおける親水空間の整備を推進し、水辺等の美化に努める。 | ○ | 農林水産課 | 有明海クリーンアップ作戦と合わせ各団体の清掃活動に補助を行った。 |
| | 緑の拠点（水辺の緑、道路沿道の緑等）整備を推進する。 | ○ | 都市整備課 | 年間清掃業務により、緑地帯の維持、保全を行っている。 |
| | | ○ | 農林水産課 | 緑化推進事業により、植栽を行った際に補助を行った。 |
| 40. 緑地の保全及び緑化の推進 | 公共事業の中で緑化を実施するとともに、市街地における公共用地の緑化及び緑地の保全を促進する。 | ○ | 都市整備課 | 年間清掃業務や花いっぱい運動により、公共用地の緑化及び緑地の保全を行っている。 |

| | | | | |
|------------------|---|---|-------|---|
| 4.1. 自然とのふれ合いの推進 | 自然公園、海岸公園及び遊歩道等の自然とのふれ合いの拠点を利用したイベントや施設の整備及び情報提供の充実を図る。 | ○ | 商工観光課 | 住吉海岸公園でジンベエ像のイベントを実施した。 |
| | 農作物の栽培体験や自然とのふれ合いの場を提供するため、農村公園の利用を推進する。 | ○ | 農林水産課 | 広報紙やホームページにおいて市民農園の周知を行った。 |
| | ありのままの農山漁村の風景や自然、文化を楽しみながら歩くフットパスを推進する。 | ○ | 商工観光課 | 宇城地域振興局と共同で宇土半島を縦走する『マラソン+ピクニック=マラニック』のイベントを実施した。 |

4. 長期目標「みんなで取り組む資源循環・低炭素のまち」の実現に向けて

⑩低炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|------------------|---|------|-------|--|
| 4.2. 持続可能な農業の推進 | 良質なたい肥づくりのために、たい肥化センターの充実を図るとともに、生ごみの適正な分別収集の徹底を図る。 生ごみの適正な分別収集の徹底の啓発のために、たい肥の使用を啓発する。 | ○ | 農林水産課 | JA（宇土健康土づくりセンター）の生産量と販売高の把握。堆肥の流通により市民へも販売されている。 |
| | | ○ | 環境交通課 | 生ごみ受け入れ中止に伴い、12件の生ごみ処理機購入費補助事業を行った。 |
| | 減農薬・減化学肥料及び有機肥料による農産物の栽培・販売・消費を支援し、推進する。 | ○ | 農林水産課 | 有機肥料による農作物の栽培等を行う農家に対し、支援を行った。 |
| | 地元産の農産物を地元で消費するための拠点整備と充実を図る。 | ○ | 農林水産課 | 宇土市食育推進計画に基づき給食への地場産物の活用などの施策を実施。 |
| | 減農薬・減化学肥料及び有機肥料による地元産農産物の消費拠点として、学校給食への普及を図る。 | ○ | 農林水産課 | 地元農産物の推進について給食センターと協議を行った。 |
| | 農協が中心で実施している農業廃棄物の回収及び処理を支援し推進する。 | ○ | 農林水産課 | 廃プラ協議会への支援を行った。 |
| 4.3. 持続可能な林業の推進 | 「宇土市森林整備計画」に基づき、計画的な造林・間伐等の適切な森林管理を支援し、推進する。 | ○ | 農林水産課 | くまもと間伐材利活用推進事業を実施した。 |
| 4.4. 持続可能な水産業の推進 | 稚魚・稚貝の放流、禁漁区・禁漁期間の設定等による計画的な漁業を推進する。 | ○ | 農林水産課 | うなぎの稚魚、稚エビ、稚貝の放流に対して補助を行った。 |
| | 漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理に関して助言・指導を図る。 | ○ | 農林水産課 | 海苔支柱等の適正処理に関して指導を実施した。 |
| 4.5. 農林水産業の振興の増進 | 農林水産業の後継者及び新規就業者の育成を支援する。 | ○ | 農林水産課 | 農業・漁業後継者育成補助を行った。 |

| | | | | |
|-------------------|---|---|-------|---|
| 46. 環境保全型産業の推進 | リサイクル関連法について、市民及び事業者への普及・啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 広報での啓発を行った。 |
| | 廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品の率先した購入を図るとともに、消費者への普及に努める。 | ○ | 農林水産課 | JAと連携し、廃ビニールの適正処分に努めた。 |
| | バイオマス利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | BDFキャンペーンを県と一緒に啓発を行った。 |
| | | ○ | 農林水産課 | 情報を収集し広報等で周知している。 |
| 47. 省資源・省エネルギーの促進 | 省資源・省エネルギー型の製品の製造・販売・購入を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 環境マネジメントシステム(EMS)により全庁で取り組んでいる。 |
| | | ○ | 財政課 | 全庁的に使用する常用物品の単価契約において、グリーン購入指針に基づき、原則としてグリーン購入法適合商品を選定し、全庁的な省エネ製品の購入に努めている。また、毎月、事務用品一括発注を全庁メールで周知する際、各課で購入する際もグリーン購入法適合商品を選定するよう、啓発を図っている。 |
| | 下水処理場の消化ガスや排熱利用、廃棄物焼却の余熱利用について検討及び利用の促進を図る。 | ○ | 環境交通課 | 宇城クリーンセンター建て替えに伴い、発電を主とした余熱利用設備の設置を計画している。 |
| | | ○ | 上下水道課 | ボイラーの燃料を消化ガスにて賄っている。 |
| 48. 地球温暖化対策 | 「宇土市地球温暖化防止行動計画」に基づき、市関連施設における温室効果ガスの削減目標を達成できるように、省資源・省エネルギー対策を実施するとともに、その結果を公表して、市民及び事業者による温室効果ガスの排出抑制に関する意識の啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | EMSにおいて全庁で取り組んでおり、その結果を公表している。 |
| | エコカーの導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。 | ○ | 環境交通課 | 市民については、エコライフ計画において啓発を行っている。 |
| | 温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、緑の保全や育成活動を推進する。 | — | 都市整備課 | 令和4年度は対象となる事業なし。 |
| | 家庭向けの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池の設置を支援する。 | × | 環境交通課 | 平成26年度で太陽光住宅設備への補助金終了。家庭用燃料電池の設置支援は実施していない。太陽熱温水器設置補助事業を行ったが、令和2年度から廃止。 |
| | バイオマスの利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。 | ○ | 農林水産課 | 情報を収集し広報等で周知している。 |
| 49. オゾン層の保護対策 | フロン排出抑制法に基づく義務の市民及び事業者への周知に努める。 | × | 環境交通課 | 周知できていない。 |
| 50. 酸性雨対策 | 国や熊本県等による酸性雨の調査・研究に関する情報の収集に努める。 | ○ | 環境交通課 | 新聞・テレビ等で発生状況を収集した。 |
| | エコカーの導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。 | ○ | 環境交通課 | 市民については、エコライフ計画において啓発を行っている。 |
| | 大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導を強化することにより、排出される大気汚染物質の削減を図る。 | ○ | 環境交通課 | 県と連携し継続して実施した。 |

⑪ごみの少ない循環型のまちづくり

| 具体的目標 | 個別施策 | 達成状況 | 所管課 | 具体的説明 |
|--------------------|--|------|-------|----------------------------|
| 5.1. ごみの減量化の推進 | 物品の適量・適正購入及び長期使用の普及・啓発を図る。 | ○ | 環境交通課 | 広報及び環境学習による啓発を行った。 |
| | 過剰包装や使い捨て容器の使用自粛及びレジ袋削減推進の啓発を行う。 | ○ | 環境交通課 | 広報及び環境学習による啓発を行った。 |
| 5.2. 分別収集の充実と徹底 | 生ごみの適正な分別収集の徹底や、分別収集品目の増加等の分別収集の徹底を図る。 | ○ | 環境交通課 | 広報及び環境学習による啓発を行った。 |
| | ごみ集積場設置整備に対する補助金制度の普及を図る。 | ○ | 環境交通課 | 地区のごみ集積場設置整備に対し35件の補助を行った。 |
| 5.3. リサイクル推進 | 堆肥化センターで作られる堆肥をはじめとする再生資源・再生品の普及を図る。 | ○ | 環境交通課 | 広報及び環境学習による啓発を行った。 |
| | 産業廃棄物の資源再利用に関する事業者への意識の啓発を図る。 | × | 環境交通課 | 令和4年度は行っていない。 |
| 5.4. ごみの適正処理・処分の徹底 | 宇城広域連合ごみ処理施設等における中間処理及び最終処分に際しては、関係法令に基づき、ごみの適正な処理・処分の徹底を図る。 | ○ | 環境交通課 | 宇城広域連合にて処理・処分を行った。 |
| | 不法投棄物の撤去等を推進する。 | ○ | 環境交通課 | 不法投棄の巡回及び撤去を11回行っている。 |
| | 不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内全域の清掃活動を推進する。 | ○ | 環境交通課 | ボランティア清掃を推進し、支援を129回行った。 |
| | 不法投棄の監視体制を関係機関、市民、事業者及び民間団体と協力して強化し、違反者に対しては、策定する条例に基づき厳正な処置を行う。 | ○ | 環境交通課 | 他団体と協力関係を構築して監視を行っている。 |
| | ポイ捨て・不法投棄の防止についての呼びかけや広報活動を促進する。 | ○ | 環境交通課 | 広報等による啓発や立て看板の設置を行った。 |
| | 下水道終末処理場から発生する汚泥の有効利用を推進する。 | ○ | 上下水道課 | 汚泥を有効利用するため、コンポストを行っている。 |

2. 用語の解説

| 用語 | 解説 |
|----------|--|
| BOD | 水中の汚濁物質が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと、河川などの汚濁の指標としてよく用いられている。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。 |
| COD | 海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物などの量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量 (mg/l) で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。 |
| ISO14001 | ISO (国際標準化機構) が定めた企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格。環境マネジメントシステム「ISO14001」は、環境保全のための計画を作成して実施し、それを点検し、計画通りにできていない場合は是正処置をとる、というサイクルによって継続的な改善を図るシステム |
| ppm | ppm とは割合を表示する単位。100 万分の 1 を 1ppm と表示する。 |
| pH | 溶液中の水素イオンの濃度を表す。溶液 1 l 中の水素イオンのグラム当量数で表す。pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性である。特殊な例 (温泉など) を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示します。水道用水として望ましい水質は pH6.5 から pH8.5 までの範囲です。 |
| TEQ | ダイオキシン類の濃度を環境基準と比較する際に用いる単位で、ダイオキシン類の化合物のうち、最も毒性の高い 2、3、7、8、-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した場合の濃度である。 |
| エコライフ計画 | 「宇土市環境基本条例」により作成が義務付けられているものであり、環境にやさしい都市づくりを推進するための、市民の生活スタイルの指針となるものである。 |
| オゾン層破壊 | スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていた CFC (クロロフルオロカーボン。いわゆる「フロン」の一種) などは、大気中でなかなか分解されず、地上 10~50 Km の高層の大気にあるオゾン層に達し、オゾン層を破壊してしまう効果がある。オゾン層は、大気圏の中でオゾン濃度の高い層で、紫外線の遮断や温暖層の形成など成層圏大気循環に様々な役割を果たしている。 |
| 温室効果ガス | 太陽光により温められ地表から出された赤外線の一部は、大気中に吸収され再び大気中から地表へと放射されるため、地表面はより高い温度となる。 この効果を「温室効果」といい、大気中で赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」と呼ぶ。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。 |
| 合併処理浄化槽 | し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より河川水質へ与える影響は小さくなる。 |

| | |
|--|---|
| 環境基準 | 環境基本法第 16 条では、環境基準とは人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるとされている。これは、行政目標であり、施策の総合的かつ適切な実施により、その確保に努めなければならない。 |
| 環境基本計画 | 「宇土市環境基本計画」は、宇土市の環境面での将来目標である望ましい環境像を定めて、その実現のための長期の目標やより具体的な目標・施策方針等を明らかにしたものである。 |
| 漁業集落排水処理施設 | 農村地域にとっての農業集落排水処理施設に対応した漁村地域のための施設である。農業集落排水処理施設と同様に、漁業用排水の水質保全、公共用水域の水質保全に寄与することを目的として、漁業集落における尿、生活雑排水等の汚水を処理するものである。 |
| 光化学オキシダント:O _x ※【光化学スモッグ】 | 光化学オキシダントは、オゾン (O ₃)、パーオキシアセチルナイトレート【PAN】など酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物 (NO _x) と炭化水素 (HC) から光化学反応により生成します。光化学反応生成物として、このほかにもホルムアルデヒド (HCHO)、アクロレイン (CH ₂ CHCHO) などの還元性物質や無水硫酸 (SO ₃)、二酸化窒素 (NO ₂) などがあるが、これらは含みません。 光化学スモッグは、特殊な気象条件下で光化学反応生物がエアロゾル (煙霧質) 等を増加させて発生するスモッグ (Smoke+Fog=Smog) のことです。従って、光化学スモッグ中には、光化学オキシダントのみでなく、他の光化学反応生成物も全て含まれることになります。 |
| 下水道処理区域 | 下水道処理区域とは、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。下水をまとめて処理することが必要な区域として、公共下水道管理者 (市) が自ら設定するもの。これにより、処理区域内における建築物の所有者に一律に水洗便所への改造義務を課し、下水を一括処理することで、悪臭、ハエ、蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実行性を担保することができ、また、下水道事業と清掃事業への二重投資を防止することができる。 |
| ダイオキシン類 | ダイオキシン類の構造について、ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCB (Co-PCB) を含めて「ダイオキシン類」と定義されています。 ダイオキシン類は、炭素と酸素で構成される骨格のどこに何個の塩素が付くかで異なる物質となり、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類の仲間があります。毒性があるとみなされているのはこれらのうち 29 種類です。 ダイオキシン類の濃度単位については、それぞれの種類で毒性の強さが異なっているため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、毒性の強さを合計した値で人間に与える影響を考える必要があります。 そこで、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、他のダイオ |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>キシン類の同族体の毒性を換算した係数が用いられています。これを毒性等価係数といい、その係数を用いてダイオキシンの同族体 29 種類の毒性を足し合わせた値をもってダイオキシン類としての毒性とされています。</p> <p>ダイオキシンの濃度は、全て TEQ で表現しています。</p> |
| 地球温暖化 | <p>物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素等は、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇し、21 世紀には 2 度～3 度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている。</p> |
| 窒素酸化物: NO _x | <p>大気中の窒素酸化物には、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) の他に亜酸化窒素、無水亜硝酸、四酸化窒素、無水硝酸なども存在します。</p> <p>NO_x は大気中にも、0.006 ppm 程度 (都市部) 存在しますが、ほとんどが物質の燃焼過程から発生しています。</p> |
| 微小粒子状物質: PM2.5 | <p>浮遊粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm 以下のものをいいます。ディーゼル車などから直接排出される「1 次粒子」と、大気中での光化学反応などによって、硫黄酸化物などのガス成分から作られる「2 次粒子」に分類されます。</p> |
| 浮遊粒子状物質: SPM | <p>SPM は、Suspended Particulate Matter で、直訳すると「浮遊している粒子物質」となります。通常、「浮遊粒子状物質」と呼んでいますが、大気環境調査では大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が 10 μm 以下の微細な粒子のことを指しています。</p> <p>大気中の浮遊粉じんには、土壌の舞い上がり、海塩粒子、黄砂等自然要因によるもののほか、石油や石炭などの燃焼、土石や鉱物などの機械的処理 (破碎、摩砕、選別など)、自動車走行に伴う道路ダストの舞い上がり等人為的要因による発生するものがあります。</p> |